訪書劄記

坤

特別
イ4
1919
674

特
門 イ4
號 1919
巻 59
(674)
門 イ2
號 2464
巻 2
昭和三十年六月九日 購求

訪古別記下卷

明治四十年六月廿六日 狩谷棭斎

馬琴因書の後

一 三遂平妖傳四字評　稿本　全冊

此書舊藏者の孫と称する人のもの
示本を羅貫中編次 明の王慎修
校輯に係る
羅貫中が水滸傳の著者なること
此書も評刊されたきこと
此の四字評を木村巽齋の評を更

評し侍るなり
其後の序文と譬喩の本文二頁を
脱字し出す
批評文は先曲亭を平妖伝演伝
と誤りて内容の大要を係置す其ヤ
文なり
平妖伝の二書は原本を二十回数
して三遍を妖傳と京三遍は演義遍
馬遍李遍也凡て三人妖の功を
因て三度遍の二字を以て書名を冠
らしむ

二行とも原本二十回本の馮猶龍補
訂の四十回本なり馬琴の四字誤り
二十回なる故の二十回なる拙を稀
なりしと馬琴も伊藤の友人桂宗入初
めて示されたることを以て言ふ
一説の改竄を宋の仁宗の妖人の愚民
を惑せしものを三遍之んを考へたる
とを叙述せしなり
馬琴は平妖伝の為に改めの
為ア改の西遊記と西洋記の為に
日西二の本をし平妖伝の為

寧ろ二百の優れりと云へり

一宣の露

一夢の秋

右二書共に当時の事を記せり

つらつら前百のものを見るに

つ元を悼む日数の俳諧を集めたるもの

また当時の文の序跋等後百を

尾文（伯元）三回忌追善句集を法

延開かんと欲するなり

一西井浪政侯入船　永浮漂記本

志ゑと当時の事を記せり　墨付七十五丁

作者曲亭馬琴　中ゝ自筆

なれども　第四巻の二世の大洗濯」と数

まゝ僅に四枚を存す

当初を元寧元年の作なりと云へ拙閲

しかるに寧元年の四字を一々朱墨にて

消せるを綸もていう通と称完して元年侯

ゆう、元年に有ころ冊数ひろうこと当時の事を

何も學ぶの文行の材料をなさうらしいと云ふ
考へれば、家廟道具などは學ぶの價を
よくうと云ふ張る大切な縁となるのである。を
買つて大いに盛して居ては舞と武を以て御書
なども面白いは材料であるが、其の余韻物の
生物中流派なり公儀をも受けて居
るの類もある様だらうといふあるも能はず
であらう。其他未刻の筈であるもまたあるいは
此等のものは中々にかしくと思ふほど出ておる
もあるが其生まれきもたくさんある換え
りんな、其れが自分の不審な作へ出るいのを

学んでもなほそれを考へてゐて出て居れ、實の物
クサレをなしては道とつくれであるものとこと云ふ
まであるが。一つは珠玉の價値を言ふると云
かにするのじではあるまい。或は御覧を
のごとき旧式の思想を以つてしても歴道の
これを考へるに能くすることの出来ないのも
アメリカの材料を埋沒にしてあつたのであらう
あらうて、何んとしても、こんな材料をよく
く研究せねば初めて写理学の真価値は未だ
馬理学の面目は唯そうと云ふ事を惜しむへ
目を明らかにして得たものと

如く思ハるゝ也の書一束かちりく
なるを拾人の手を経て後世漸く写稿の
の手を伝しなるを又異なるあるを補ふべき
なる也

○当世豊臣秀吉公の図書を蒐集せられたる歟
なる新刊の新板を花王堂自身如何
なるものなるを性年数供して詩歌の手を
存る紙中、帝国大学図書館と帝国図書館
の手を経て伝し前者を花王堂の文を
也新刊其の多きを、右のごとき所中
を後者高田半峰の手を経て遠書文庫

と存ぜ候ハ僅ニ四百年を氣国の
記と世界捕書会社記事の
当時本手伝板本を以て、北の僧と称する教
徒ハ行年ハ詳ならず、紀元を善西の
年中を義すると雖も四書時の四禄の花を
羅する実なるを信ず先代年峰を
初め白を以て年稿の書を年稿
年把せしなり右記りの如くなる
して僅に十二稿五十冊あるのみ
ぎず、紀中稿を以て一のなるの

遠を隔し好者也 永寿 敢上 見物を一旦お
府君 居也し 所の 変 い 物也しと 云へしく
潜 記 関 図 古 紀 の 印 あ る と、 此 の 見 物 す る
所 前 難 之 和 、 異 法 う 図 ち る ゆ ゑ し
こ と 恵 見 す る を 如 し

東京帝国大学

一 蘭恩日記 洋書自筆 三冊

一 捕書倉の記 自筆 十九冊

文化十二年を起り文政三年に
もるの記なり 文政元年のかくもむ
数を知れ所の記と改めり 年代
蘭恩の記を後続す 此のの記なる
友人と交通のなるに 多くの記あ
り交ぜ移れるに 記なるを
後味深し 所なるを 所を 多く 後
用なる 脱 漏 なる 所 を 多 く 後

一うつぼ物語　手入れ　其洲の奥書　一本之

一松屋外集　版本四冊のみ　稿千巻　版に版下迄済　二三巻　書状　中　板本拾葉抄　三巻

版本全部　一本之

一清の松葉　浄書して版下とする巻　一巻
　　奥書　版本の跋　之末
　　時代及の附記　源御厨記
　　の記也

一うつぼ物語　行平　一巻
　　永代持堂の記也

一律令便蒙　自筆　一巻

一 琴堂集序 [illegible] 一卷

一 古文抄 [illegible] 一卷

[illegible] 三人の注有り
[illegible]

一 宇治拾遺物語 [illegible] 写本手の本 [illegible]

一 伊勢物語 [illegible] 上 二冊

一 [illegible] 七冊

以上

東京帝国大学図書

東京積原製

大隈伯爵銅像臺設計圖面

表面

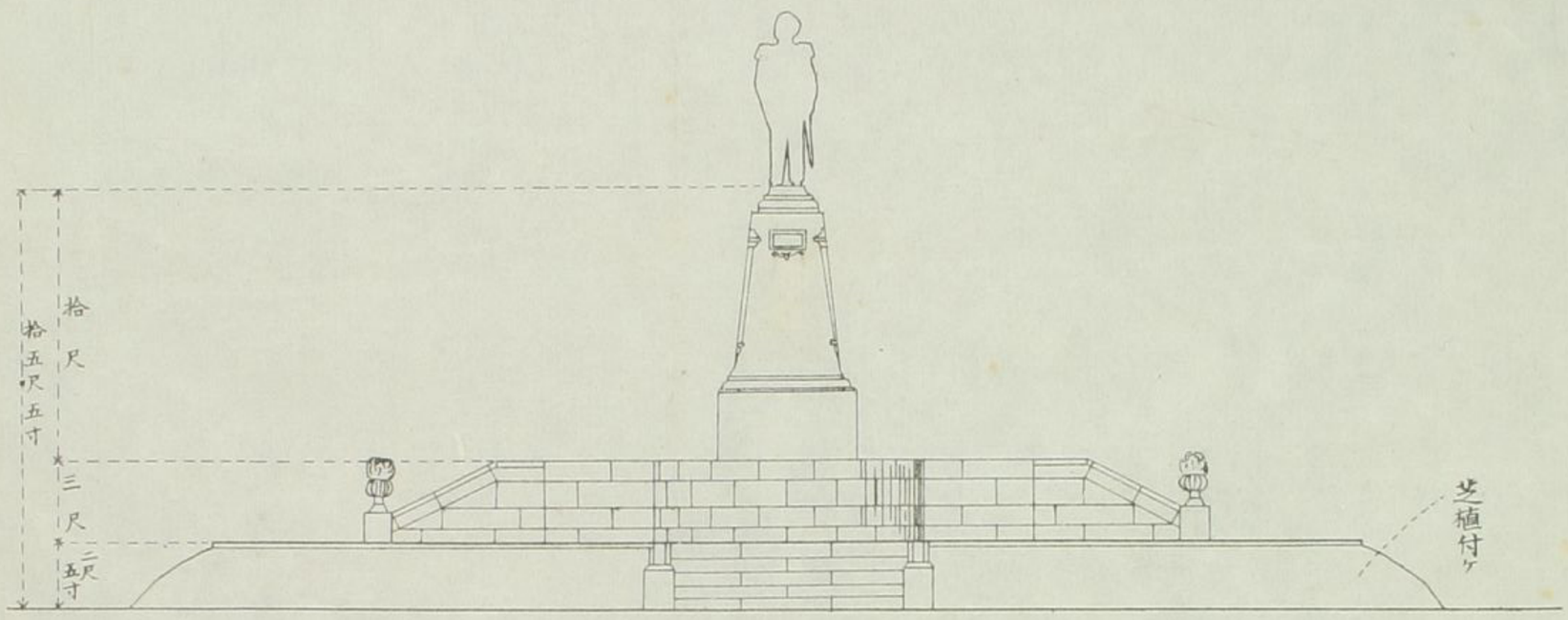

平面

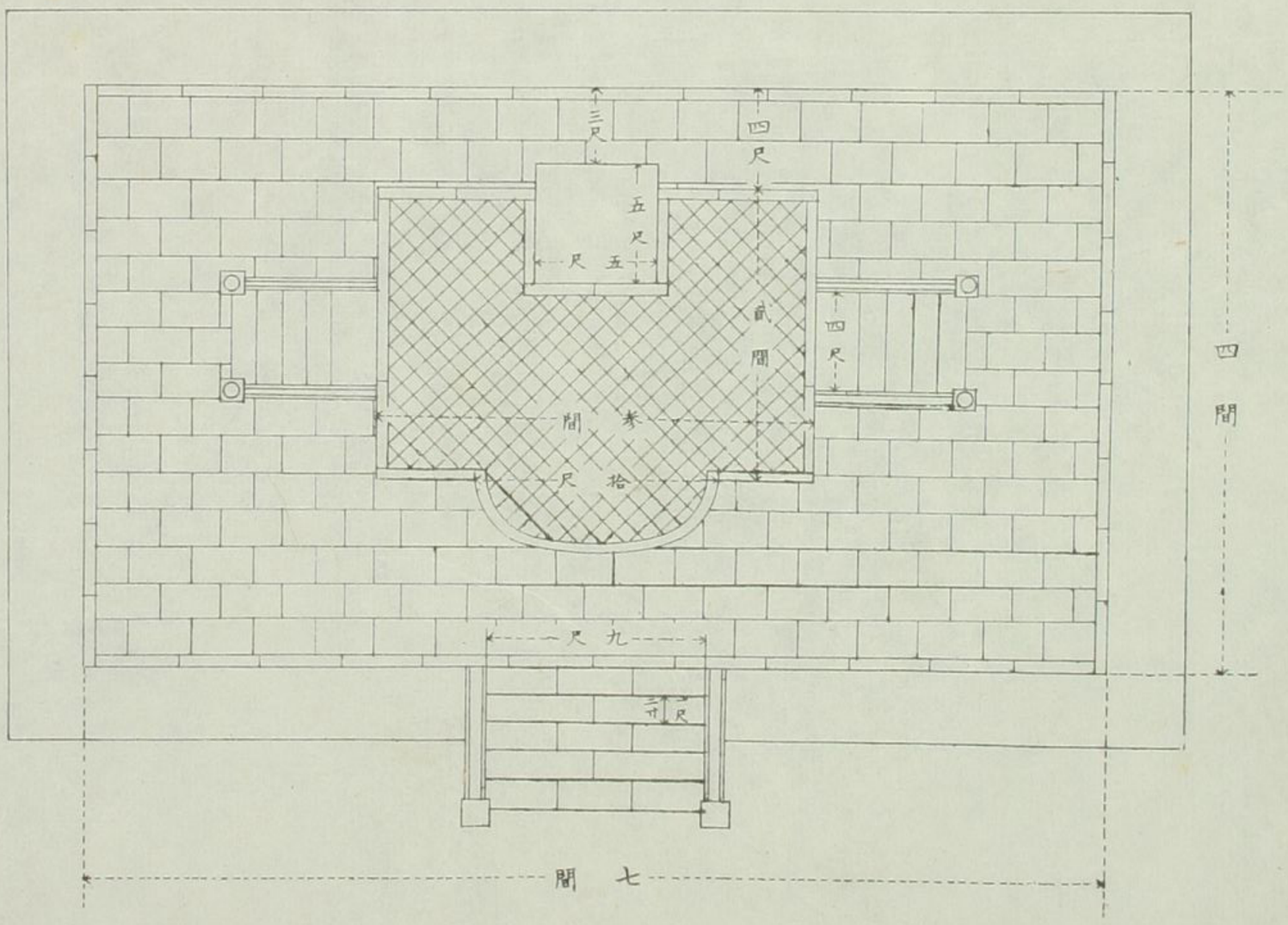

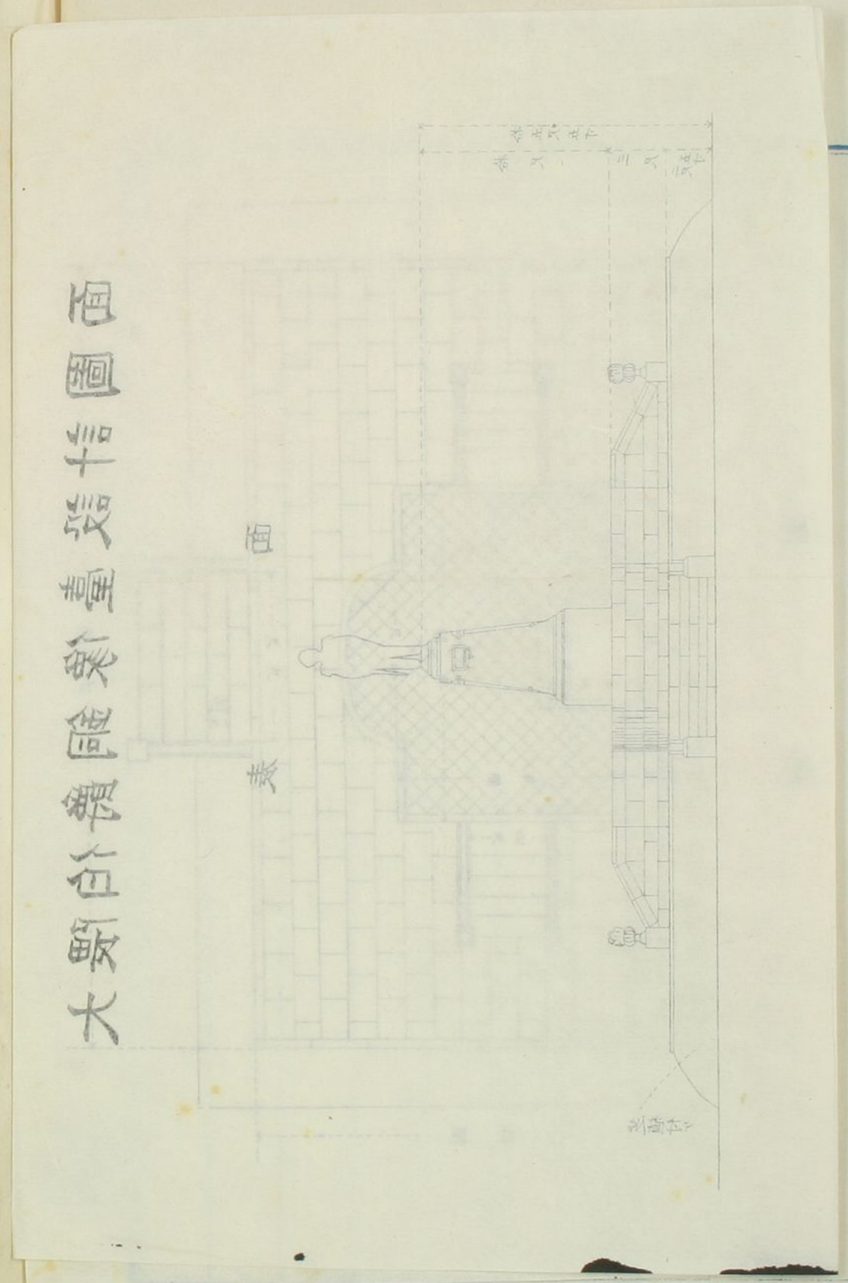

新緑社員より依頼を受け信州善光寺拝殿を校友會より今
秋有大寺創立廿五年式典挙行せらるゝを機として既に本年
鑄造し奉るべき大隈伯の銅像を大学廣庭に建設云々の面倒
小搖と栄耀抜群なる人物右臣若し副其の所の設計図案本
就て身考を煩らはす事多し細左に陳ず
廿一像斯く高くせられるべき現時の流行に進し且其敵望を隆
しめんためなりしなんとは推察せられるも余を以て之
を觀るに其功德者の小照を銅像として後昆に傳ふる所以の
ものは其偉功大德を其容貌風格に偲ぶ所にあるべ

く顯示表彰せんに外ならざるべしと信ぜり、曰く然らば後生
をして其威容を瞻仰せしむる方便を回らすべきなるべ
論なし然るに面向製造の省像をして漫然不相應の
高臺上に安置せるの故か親戚故旧是恐らく其像の
陰幕なりや他人之を視て以て不似の批評を下す抑何の
為ぞや是れ造像者の私の心中に又親戚故旧の誤認に
りて建設せる者の面向乃ち作者自作者對等の地位
りて成る像のを無分別の高臺を起し臺上に安ぜ
為めに好なるべしとい

第二 余一昨年上京して伯の省像に對觀せしに些の憶

憶なりしが又前に発吟して視るに尚不異なる感生ぜ
ずしを以て更に仮視せるに猶の面向の故か新の如きと
うて感を生じき 余斯の如く對向、発吟仮視せし所以の
も折故なり近くは當時故後藤象次郎伯の銅像か接し
て他の像の如く異様の感生ずるしより更に熟視せるに氏
はすでに軒大の人なりしも尚ほ未だ一割餘の丈けなる孫
の顔貌の大なるを以なり故に此高台上に立せて酷似な
感なるべし遠くは我法隆寺金堂寄安の釋迦像なり
須弥壇に上り對面せば其面妙の靈巧邦内無比な
歎称せざるべきに普通壇下の礼拝所より瞻仰せしのみ

一雑誌に其作者鞍の鳥佛と悪罵しかの条
の日本古代史が此像影を閑題に載せ各信者何の意を
あるやを怒らく女一雑誌に同情なきんと信ずべからず
後来教学者等話ろう得べく今此名を忘れ日伴を
様なることを目撃せしめしより（淺川とのはくを来国某等）
当時余べらく土壇二尺は左ら朝造者と信ぜられてうくるもの
又須弥坦も尺餘を高くしたにて祇園江朝の拙稿を有した
仏体大なるに（京体）信を寄ぶべきに太子等身の此像
をして時風をうる最後のものなれ新のみしと為氏
其り相をうしれりと自信ず乃ち思ふ伯等身の銅像と

（堂島北町角池田鶴鶴）

して石段をふまり尚を十尺の上に足盤ありしを伯爵の高
（十尺の上に足盤）
所を賜仰ぎざるべうべ新らき高所に安置せべき本来
結構ふ所ずもし此の所年余の既に徒識するが如
君等折角の毋識に陥りて伯爵の高
いふ若し高名のみに没却し去らんし屋上屋を
て威風美姿の真相を賢作せしめ能ぶるか
ば出来後に惟憶すべし
英三故に云ふ大変運動拾姫の背に数段階を設け其
本像を其の位置既に造の高きを容まやるや一
應試験ありんとす

曰く云現在伯と接近するものの眼らは高くなれば彫
なるものとして観ることするあたらんも伯百年居の人者
其観ることなし故ゆえの試験あり自ら百年居
のくとおもて観ることれんことを漢性のそなふ其ゆえなる
なり

第四 吾人立つて銅像の面前を三間離れて五六尺の高
騰仰をもつて的とせんとせば仰ぎ見ること三間半の前方右周囲ふ鐵又は石をもつて容易く人の寄り付
難くするの障屏を設くるを畏敬の表するを生じ
し高さ一丈優りの位置にあらんことを欲

(堂島北町角池田欄摺)

まものなり新のごとくは百見を称の批評をあるもの
ならんこのたびもとたるべき騰流をもつて千歳本村の銅
像を造るにて度人墓所の騰仰をもつて むるの本旨
を飲むものの位のこと若まんなるべきもの
奥相を変観するならば寧ろ今二十尺も高くして
英姿を髣髴の間ふ安くの優れるふたるべし蓋
られ治房の本意たるべ位情の反撥言のこと
如上陳るるは校友会の設計する本学の肖像(浜部氏)の塗幕する
や古五ふ他人の批評を弟さらんるあこ已仰望ひ加こふ
陳るべく数語を作り詩を本像を試置し他の感懐なの

[illegible]を欲するに在り昨歳事情の為め[illegible]之を延期
[illegible]の[illegible]設計に[illegible]
[illegible]時の助[illegible]
明治四十年六月吉日　今矢　小島清寿

早稲田大学校友会
銅像建設[illegible]

（豊島北町角池田精機）

○六月九日　[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ボロ〳〵の帆掛船と思ひのほか、立派な書物
船の書物をうんと積んでゐる、書物の中
を殺すと見せて偽ひつけてあつたハ階
の上る）地位の文書でめき、日小さな宮の
中に書物を入れつゝき、外部も完全
愛を中へ通し、其の愛の拙端より、或る
毒液を沸し其の蓋流を流れて通す
る仕掛になる、因て是れ驚くべし
事能既の一切既も一元し、えんも罪
毋殺の雲本ひあるが、第書もあ飲
とちつも元伝う東京にも貴つとるぐ

時示さんとなる、中ゝと元伝自分の書物
ちる、著書の高の高ち新時る比すれば堅経
く横の著しく延てゐる教山時で実る
湖ゝるい味のあるゝの此、元伝う海中ス
新の元京ニ海前講義をしたとゝ
七書の高ちも示さんた、元伝自分ひも
ゐいう事歴うる而むろいうゝ仏ゝ
を教きうゝき思とゝた、外ス元伝色
波の教書もゝう　示かさんた
ゝ及一時ゝも大ゝる播内山の上る文庫坂全
の教ゝを再元化、金ゝ全ゝ東ニ推さんも初

といふ書物あつて金の畫學新知識を紹介して
たが、事物と共に廣く行はれ政體書
說も出て、其後又いろいろ會得あつた。我の當局
も十一二名あり五十円位の高價で販賣しあ
つた。余もそれを求めて早稲田で學習
本の披露をやつた。其頃これぞ其も主とし
た、こんな飾り物受けた頃日であつた。朝治
貫一と佐谷吉郎の兩人は至て淳朴
であつた。余も之を悉く讀み辭
を述べた
當上風景の內國不知庵の說で西洋の美

術繪版の說も出たが Herkomer といふ人が
創したる版で最も秀逸であるといふので
有名な此人の工房に係るもの此の版
を Herkomer gravure といふてゐる。其の版
の遣り方は銅版の上に藥液を塗り
銅版上に Etching で繪や畫を作る、其を印刷
すると、藥液の作用で各種の濃墨が
表はれるのであるから一種言ふべからざる
風韻を生ずるといふ事である
黒川眞頼の說に天正頃の繪の流布本を
もとめたといふのがある。黒川眞頼一本の

着色を施したるものし、これぞ太閤秀
吉が列の圖で大明より雜多にあらる人
形の版ゟ個々に出来てゐて之を通
用の位置に捺志、陣笠も個々に版がわ
来てゐて板木の或部分に捺す、各銘
すれも獨立の版にあつて或人抔と深くる
と云ふ塩梅で一種の活字とも云ふべき
ものであるから、印刷史上より論ずれ
可なり好資料と思はれる、何れ其内
一見を得たる上で詳記することにせん
尚寫本である三巾四尺の圖書の續の摺のやうなもの

につき詳細の説明をなしたい、もと在来の書籍
の一端を增築し「丁」形にする考へであつたのが
該舊書の都合で「丁」の如き形にすることゝなり三階建
總坪五十五坪、此の建築費は(中の桐子設備
の設備を包含し)三萬六千圓を要
した、二階は室の真中を書庫とし一方
にまた大室を、一方には岩崎氏に寄贈に
係るマクスミユラーの遺書を入れ、又
その書には新式の暖房も有る様子
防火扉のごときも新式のもので、金庫室
鎧の「リサヅリ」のやうな仕掛になつて上、

東京帝國大學圖書

撥子を取ってこれを捻ねまわす時は
直ちに電気を給する開閉器あるを
第一火災の場合に自働作用を開閉する仕
掛にするなり、これを大阪市にてふるあ
の言葉にあるごとく、百万位の孤を解
するものにて電気解する器械を作ること
小形の鈕状のもの、鐵鋼の外部を附着
したるものにて、これを「ソサスリ」の鍵の共曳
きんを上に上つて来る時は文字を作る
孤を解する器械なり鍵解する鍵解
するものなり 文字作用 ソサスリ鍵

獨りで上ったり降りたりする大作の云
迄でなく、係しこんを実地に作られ
用をなすものなれば、特に火を解する
のは化学を以て鍵解するも絶鍵
の二合や溝や子ジ仕掛のるもの第一の溝
うるものは滑るるもの、そんな十
のの色宮の底ゴ理論をもって
時々閉ることしても一個の鍵の加減をもって
なく降るいとまなく、火災を急
んめるるるるのあるうち、到底此の
自働作用をなす仕組を清うるもの

ぬけ文字い試験なるべ
ひまるべ

内田石助殿ゟ人参の丸を頂き
ゟ内ゟ内ゟ内ゟ伝ゟ
白砂糖ゟ人参ゟ
又ゟ薬ゟ薬ゟ薬ゟ
ゟ更ゟ文ゟ言ゟ

○祖父の書一が米国大学の書籍ゟ
ゟ花ゟ花ゟ
国ゟ国ゟ国ゟ
ゟ多ゟ
の一本のゟ

の一ひあり

元亀四年六月十八日

下京中出入之帳

表紙如右

京都下京中くみのよう紹ゆ紀也
足利将軍義昭京都を立退き流
行長柴田勝家細川などの幕僚を率
へて京に入りし此の下京の寄附
其献金を課せし帳の控帳なるや
はたして上京の武将の献金をなせしや

一即ち上京の武将の献金を課せし也
上京の献金は負担をなし候を
出さしめ此文書の京都に置きあ
りたりしに公方家を武将の收納
ありしや將た公方家のみにて徴
収せらしやなど聊か疑なきに
しも借くも此の一冊の帳は得難き
新なる僅かに墨付十枚ことならず
然れども元亀此の文書たる此稀
を紀するの根本となるべきもの
なりしものを史料として

右書の價値あること也

代り銀の書付　原價

銀拾貫七百五拾匁

但金三枚なり

同壱貫八百九拾匁　後藤

同四貫参百目　大黒

但金一枚なり

同四百三拾匁　同人

但し銀は書付と銀座印形偽造

原此にて代價の高を定むるなり

右等もあらしいうくの品も見へるがの

弁定の品と見える比の記代を取て

京都へ八かさりしとみへたり

其尾に二十枚　公方家　とあるを以

てみれは此判物方の様へさりしこと

見るべし

此考新形京都に於て積られ手傳

ニテ了田也

日本國繪圖記　三枚綴五冊此書に

丸る様世の附録なること論を俟す時代の

[illegible]

筆海要津 上下 貳卷　　壹帖

奥書云

寛元三年三月廿八日於醍醐寺西南院馳筆了抑此書者仁和寺海恵僧都尋得祖父通憲之遺作聊分部類所抄出也傳聞禪門者即學家之梁棟也海公者亦法器之瑚璉也筆作之餘勢類聚之意巧珍也又美也其興不少可秘藏哉此本者即彼僧都自筆也他所更無之歟但草案之間文字頗不審也尋取彼遺作重可見合也

六字墨滅

醍醐寺廿五代親快法印
附法弟子九人

東寺沙門親快　村上源氏久我庶流唐橋大納言源雅親卿男　建治二年五月廿六日入滅六十二歳

永禄十七廿八日

實相寺金剛珠院

權律師亮秀

永禄五年南呂八旦　金剛珠院第六葉之住弟

阿闍梨亮恕

右者醍醐寺之地藏院大僧正親快門主之真筆也當院代々之住書也亮秀僧正恵能僧都亮昌律師真朝僧正亮恕如此相傳之書也

金剛珠院

内容を新文の形式を輯録し仁和寺法金剛院の遺作を以て仁和寺法金剛院の遺作を以て出す石也深山の代の遺蹟とし珍重

〇紙数約七十枚

〇法の坊間に数多海を華山我西六俳仏の錦絵六枚を獲て元を華山のまいりうきを殺物語高人伝を

山想の敬を敬して数の上ほとんどして華

稿んとして、華山の意を用ひる者多

出来ず、法名を人

六郎仏の墓を弔文と称する流布仏人等
を未だ不審華山法皇地の股を寄刻
せしめたる。此仏坊守と時代不詳なれども
多く寄刻也。金の切とせる原版と思はる
○牧空海法師と一生の大事を示さる已
仲宇時の文殊菩薩平重仲が撰ずる
高野流の碑銘を刻せしめ、刊の
金の墓碑銘文者也。文者玉仲宗琛宗
主の材料也。あまたの玉仲宗琛宗
の碑の空大徳寺の住職なる法師を以
秀吉の寄附を乞ふ小早川隆景も深

く之れを賞賛せしとなり其拓殖を刊行
開祖とする豊中寺鑑化大雄師の
の法師を踏襲の（本流碑銘を作れる秀吉と小早川隆景共に
他之碑也為天正九の高僧数十人あり）
○清水日本歴史地図
法を以て太宰冥府を志出版の為金
もか入を勧誘して地書九州二
島の地法を全編八十二巻冠前の
不も要し若者を冠前の巻伊豆
書一巻第本三十年を表せん俗
うる拓行する者と本年検うも若
者の四十年忘てあるべし此の出版

書あるを以ていなり

○初めに作りし事なれども行政および関
する書目若干を示さるべきを刊行するに
当りを決めしなれども、なほ、なほ、
しと思ふ事多し、左の如
集成絲綸録　二万四千一百
享保集成絲綸録　巻数二十　延享元　十巻
寛延集成絲綸録　延享元　寛延元　寛延十　三十三巻
天明集成絲綸録　寛延十　天明七　十二巻
天保集成絲綸録　天明七　天保八　五七巻
天保集成本の巻末に左の如き跋あり以て此書

東京帝国大学図書館

の由来を知るべし
享保寛延天明天保の四度の編集所
本会書集成の幕府の所にて出来せし巻
名なり　是山左衛門尉景晋の発
起なり（三）其尾張の人なりしを以て
しかるに景晋の編集
後ふ〳〵これを以
明治二十四年の四月
内務卿
従二位
此書は元倫編輯の巻

そうよし冊数六十五冊也

○書（七月八日）陸路国を作のと許可を願う聞

聞くも特別掛合の道中絵図を見るに

うんと立入くく注意を表し未だ全く

示さざりしもの、特別掛合の家と政府とに

由り三寸二三分長さ丈の絵巻物も無き

の表紙をもつて掛めもウブ[illegible]の一巻を買求

の山水を写し一巻を広江の記写湖其他西

陽の八景を写し他の一巻を東西名所の各

不江戸湖[illegible]も既に[illegible]の山水を写し[illegible]

[illegible]横帳[illegible]書き後に巻[illegible]

[illegible]が細捨[illegible]初めよ

り長く連[illegible]紙を接ぎ連ねて巻物

[illegible]書[illegible]紙の接続の

[illegible]接続[illegible]絵の[illegible]

地名[illegible]数[illegible]完久四年或[illegible]十

其月巻[illegible]記し[illegible]六七丁あり北路

東海道の[illegible]一[illegible]事[illegible]西国未だ

一さんと掛[illegible]日[illegible]の[illegible]

何[illegible]旅中[illegible]の[illegible]

[illegible]絵[illegible]

[illegible]絵掛の[illegible]山嶽[illegible]の

[illegible]村山郡[illegible]

[illegible]真を写

を八とし、また拾銭銅貨を拾八銭銅貨を叫いしもるる振あり
先きに横浜の彫師二本を得たりしが学文制
書を人に指中寄寓を成るを以て地の三
巻を得たりしを大喜び而うして表を表する
ことを約
○十年以上の英華を訳し漸く大業を成し
玄黄天地のりを地名辞典を五千頁の長大
の著述を確乎明治廿一等の著述をなす
恥ずべし、当年二版を刊行せしめ元の
市山方を著者と新聞社の契約をなす
すつき北海のと活版業、当漸く新聞の

活版に、元巳市山方が北の者しみある格式に
計算をなす左のごとし

一金弐万参千七百二十七円九十弐七厘

内訳

金壱万二千四百二十九円四十弐

本文種字活型用紙印刷料一切

金八百八十四円

挿十冊製本料金二十五円紙代刷料

金壱千五百参拾弐円四十弐七厘

廣告料

金九千三百七十五円

内訳

三十二年分利二九五五
三十三年分元利四十年
分毎年七二〇円

元利共二段五千円を出版する積算と差上
残る所を報酬料とする

金五万九千参百八十五円　出版費
其他一切

金六万三千四百八十円也　差上総高

但し四千円　仲間差引二、五二〇
三人分　個人一万人　内訳
五千円

若し一番目迄の利益なれば、これを先づ商
山方に返し以外別費及び第一版費用の
償却に当てる筈である

若し報酬料なる部分（版権料）
なれば版権料とする
第二版五千部の印刷に要し金弐
千円を報酬料とし
五千五百部を六千部に一印刷
一円五十銭
六千部にも次後三部を刷
特価撤回の後も引上の率に依

うまれ春

り印蜺を著すに至れり

余は此の著書の刹那時代と東西の関係
あるも其完然の境界に臨みし坐りて偏僻
の弊を排して得す、こゝに此趣の大要を
叙すと云ふ（明治四十年七月九日記）
〇文章研究の參考書刊行すべき由同志
者を語らひ微々として明を深くも、床の間
に蕉道の縁なし、これを俳諧的精算 目
代より縁の深き鉛なき蕉道の忌日古池忌々
の名の古池の傳なるあらし 柳を挿としたり
由記すべし 兩本あるもふらし 又林氏元と

東京榛原製

明けく治まる丙の午のとしのはしめの
日それの別業にすきものども各々秘め
もてるおそくづの繪たばれの文もちよ
りて一日遊びくらしつ今其目錄をつく
りて午の春と題するになん　　樹々若葉

とりくに心の中も春めきて
今朝立ちろむる午の年かな

○

戀の樂　菱川師宣筆　大本一冊

末尾に　此枕繪双紙は菱河氏大和一流之繪師にして雅曲をつくされたり是を見るにむかしの人にあふてかたるにひとしよつて令板行者也　京寺町四條下る町藤屋長兵衛板

戀の花むらさき　仝　上　大本一冊

末尾に　右此枕双紙一帖は後國繪師菱川畫所求之若輩之實概にならんとて板行者也　正月吉日　日本畫師菱河師宣筆　武城書林松會板行

業平本朝のしのび　仝　上　大本二冊

夢四十八手　仝　上　大本一冊

無題號　仝　上　大本一冊

鳥羽僧正の男根繪ゑ元さしたるもの末尾に　かのえ申の年　畫工菱川師宣　板行柏屋　とあり延寶八庚申年の出板なるへし

五れいかう　仝　上　大本一冊

末尾に　右五れいかうの枕草紙は菱川氏吉兵衛と云し畫工經掃をつくしあつまる所もなく書れしを一帖にして令板行者也　元祿八ッのとしの正月　まつえ板行

情のうわもり　仝　上　大本二冊

末尾に　此枕繪草紙上中下の替りたる品々に首書を加へ令板行者也　日本橋所塗河吉兵衛師宣　大傳馬町三丁目隣形屋開板

三世相性枕　仝　上　大本三冊

末尾に　右此枕三世やまと畫師秘術を盡し三世の相性をあらはし畫に書れしを三帖にして令板行者也　晩成軒日　近江屋九兵衛開板

閨の一盃　鳥居清信筆　一帖

末尾に　元祿十六癸未歳正月吉祥日　洛陽繪本書肆寺町通り二條下ル二丁目　金屋平右衛門板

無題號　奥村政信筆　大本一冊

仝　上　大本一冊

色道取組十二番　色摺　大本一冊

對の雛形　湖龍齋筆　仝　大本一冊

歌まくら　葛飾北齋筆　仝　大本一冊

菱川師宣肉筆春畫　喜多川歌麿筆　仝　大本一冊

一卷

○

人間樂事　一名修身演義　中本一冊

柳亭種彦の春畫好色本目錄に　春畫刻本のはじめなるべし　とあり又同書中　予か見たる本は白、うすくれなゐ、うすはなだのたくひいろ紙へきらなひきたるに摺りたるにて光一本の諸本に似たり　とあり、こゝに出せるは半紙に刷りて丹絲をほどこせり寛永頃の後摺か歟

小夜衣　半紙本五冊
天和三年板作者城坤數人茅屋子序　と春畫好色本目錄に見えたり

花の名殘　半紙本五冊
末尾に　天和四歳子正月吉辰日　江戸神田新革屋町西村半兵衛　洛陽錦小路新町西へ入町
（アト欠）

好色訓蒙圖彙　吉田半兵衛畫作　小本三冊
序に　時や貞享二年彌生中の五日　洛下の野人作書　無色軒三白居士みづから序　とあり
末尾に　貞享三年丙寅後彌生吉日　花洛鋼駝坊　三右衛門　高辻　昆陽軒板

新板好色江戸むらさき　半紙本五冊
末尾に　貞享三年八月吉日　作者石川氏　道油町板本

梅のかはり　半紙本五冊
東陽幽叢拙氏夢遊軒序　貞享丁卯孟春日　小石川傳通院前書林梓之

（四）

好色あを梅　半紙本一二四卷三冊
貞享の板行なるよし春畫好色本目錄に見えたり玉梔軒有富子序

江戸貞女小夜衣　半紙本五冊
序に　元祿二年初秋吉鳥書林新兩替町四丁目松鈴堂渡邊保大謹てこれを遠ず　とあり

隱陽秘傳犯內書　小本一冊
末尾に　大和繪師奥村新妙政信　山口屋儀兵衛開板

風流三國志　枕本五冊
末尾に　寶永五年子正月吉日　寺町菊屋板

風流艶色眞似ゑもん　湖龍齋風の繪入　折本二帖

黃表紙　夢想曾我の番附　森羅萬象作　十丁合一冊

仝　手まり歌三人娘　十五丁合一冊

（五）

仝　おかばなし　十丁合一冊

仝 姉に身を打 妹にしなふ 美太平記呼競噺　十丁合一冊

○

こひのうわもり　中本　十五丁一冊

黑本の好色本なり初めに男女贈答の文つくしあり後にこひのうわもりを題して陰陽の道を述べ末は和漢の物語を記す菱川風の畫なれど古し寛文頃のもの歟柱にせんとあり

無題號黑本　中本　廿三丁一冊

これも黑本にて四位少將小町、八幡太郎わのへの前、曾我十郎虎御前等和國の物語をしるす畫は菱川風なり末は一葉毎に春畫あり上に卜養風の狂歌をしるす末の方數葉は同しく菱川風なれど時代少しく降れり後の取合本歟されど延寶頃のものなるへし末數枚落丁歟

吉原まくら　菱川師宣筆　横本一冊

万治五年板にして毎葉春畫あり上に吉原遊女の敎所を附す

遺精先生夢枕　戀川春町畫作　十五丁合一冊

黄表紙なり夢に托して　大御所家齊公の乱行をしるす

好色千本櫻　森羅亭萬象作　十丁合一冊

これも千本櫻に擬したる黄表紙なり

床喜草　唐來三和序　小本一冊

畫は政演歟序の次の口繪松樹と松茸とのかたに　松かげにおへるきのこと人ぼいへたこれはちとせをへのこなるへし平茹高　とあり例ののゝ字なれば朱樂管江なるへし序に卯辰とあれば天明三年印行なり抱一上人の秘戯らしき事など記しあれば當時の狂歌師の樂屋落を元としたるものなるへし

子犬つれ〳〵　小本一冊

徒然草にならひて色慾と食慾とのことをしるす古風の畫あれとも文化頃の印行なるへし

春窓秘辭　折本一冊

眞顔飯盛爲馬三馬馬琴岡持京傳等十二名の合作にして十二ヶ月を題としてしるしたるもの
蜀山の題辭あり何れも各作者の筆蹟を其儘に刻せり畫は舞し文化年中の印行ならん

華日帖　折本一冊

古畫を抽きて影畫としたり天保七丙申の歳加茂季鷹吾妻下りの家つとにせんとて刻したる由跋に見えたり

○

長枕褥合戰　平賀源内作　半紙本一冊

明和四年の印行なり鎌倉の尼將軍の戯戯を脚色したる院本なり

仝　上　小本一冊

万延元年平享銀鶴新たに序跋を附し少本に縮刷す

痿陰隱逸傳　平賀源内著　小本一冊

肉蒲團　一名覺悟禪　四冊

（八）

則天皇后如意君傳　吳門徐昌齡著　二冊

百戰百勝　一冊

杏花天　四冊

大東閨語　大雅堂戲作　二冊

春閨拆甲　活々庵著　一冊

○

鬢錦陣　武林養浩齋繡梓　一卷

支那の春畫なり末尾に　此一箇軸是數仲的筆邪柳伯虎所畫未審其緣的雖然天啓以前之物亦是味外之一滋味云爾　巫山雲雨看已低興盡全擬掛角初展翫斜持懷鳳製恰如夢裏上天梯　寶曆十三未冬　內兀徵妙題　と書入あり支那板の覆刻歟

古春畫小柴垣摸本　一卷

（九）

まめ右衛門後日 女男色遊（いんやいろあそび） 横本五冊

女大樂實開 大本一冊

寶暦頃の印行にて西川風の畫なり女大學に擬す 居軒閑堂先生述 國花齋肆稱悅堂開板

とあり

和將棊喜悅詰物 西川風の畫 横本三冊

兩面千里榮 兩面摺 一枚

表に三都並に各所遊女の値段付をしるし次に吉原賦といふ漢文あり末に吉原の名物をしるす裏は西川風の春畫寶暦頃の印行歟

晝夜萬開兩面鑑 兩面摺 一枚

各所の色里の値段付をしるす西川風の春畫ありこれも寶暦頃歟

春畫壽語錄 三枚

一枚は今樣美人名聞雙陸といひて上下女の品々一枚は源氏雙六一枚は江戸色里名異女雙六

と題し江戸の遊所をしるせり共に天保頃の印行歟

好色修行諸國隠里物語　小本一冊

三都並に各地遊所の案内なり山東京傳作と傳ふれど如何あらん歟

○

艶色花月夜草稿　層山人作　卷之一　一冊

粹花漫筆の著者桃花園三千丸の好色讀本草稿なり

星月夜吾妻源氏草稿　慕々山人作　二籍上中下　三冊

假名垣魯文の草稿なり初篇は出版したれど二篇は刻成りたるや否やを知らず

ぞく二節席占草稿　梅亭金鶏作　一冊

破れの都々一を集めたるもの

淡島椿岳大津繪春畫草稿　一折

三代目廣重春畫草稿　數葉

○

藐姑射秘言　大本前後二冊

黒澤翁満の作後篇は安政六年秋刻成るよし末尾に記せり　寫本一冊

逸著聞集　中本一冊

山岡明阿彌が古今の物語より好色のことを集めたるもの寫本もて傳ふ

著聞通　寫本一冊

逸著聞集中より拔粹して文政頃印行したるもの習山蔵書目錄に　近來著聞通と外題を直し古色の序を刪りたり　とあるこれなり

あなをかし

會津藩士澤田名垂の戯著寫本もて傳ふ以上はこやのひめごと、逸著聞集、あなをかしを好色の三奇書と呼ふとぞや

末摘花

柳樽中より末番の句のみを拔きたるもの初篇安永五年出板、二篇不詳、三篇寛政三年出板歟、四篇享和元年出板、

小本四冊

○

色ひいな形　鳥ノ子紙刷　横本五冊

御所風、侍風、百姓風、町風、商職風と別ちたり末尾に寶永八ツの番　大和繪師西川祐信　作者八文字自笑　とあり

蜀山人手寫僧尼孽海　一冊

靜海奇談　小本一冊

初め漢文後に和國風俗の春畫あり安永頃の印行歟

はつはな　箱入一卷

瓊浦に於ける女院判官交會のことを和文もてしるす繪五葉あり喜多武清畫くところ箱書の裏に春たてどひもとく梅のはなゑみにゑまひらかぬ人はあらしなと印行の何册を貼す文中の筆跡は屋代弘賢に髣髴たり傳ふるところによれば塙檢校の戲作にかゝり弘賢に書寫せしめて印行すともしさならんには文化頃の板なるべし

（五）

○

花の幸　寫本一冊

作者不詳孝謙天皇の秘戲をしるしたるもの如意君傳の和譯と見えたり

媄事枕　寫本一冊

男女の道を說けり

諸遊芹子鹿子　横本一冊

四川祐信畫の春畫を挿入す遊女と野郎との經歷談なり

志道軒五辯論　寫本五冊

夢外述

志道軒が遺稿を補綴せるものなるよし序に見えたり

しめしごと雨夜の竹かず　寫本一冊
これも同じく男女の道を說けり末に相撲番付のしるしかかれしとぞ
枕の數　文口主人箸　寫本二冊
好色讀本の序數を墓輔せしもの

○

志道軒著元無草　寛延元年板　半紙本一冊
土器お傳密夫顏見世番付　一枚
大和菊春雨曾我　土器お傳に關する摺物
玉の盃　式亭三馬作合卷　二冊
春情妓談水揚帳　初代柳亭種彦作　半紙本三冊
淡島椿岳筆忠臣藏春畫　一帖

○

湖龍齋筆春畫團扇畫
清長筆仝　上　一枚
春潮筆仝　上　一枚

○

木彫志道軒像根付　一個
木彫美人行水像根付　一個
木彫躰體三平二滿像根付　一個
春畫刺繍巾着　一個
古錢風花雪月　一枚
右は面に風花雪月の文字　男女交會の圖四圖あり讀錄讃にて支那錦造なり

○古代牙彫躰體美人根付　一個
熊本產玩具土製木の葉猿　一個
攝州住吉產土製交合犬　一個
淺草人形男女交會像　一個
清水燒松茸形香合入同上　一個

○加茂川人形男女交會像　一個
古代牙彫男女交會紐印　印文『將入佳興』　一個

○華山人所製素燒陽形　一個

主人を先斎堀氏ハ父君せしむるにつき予ハ孫
を為す、予郷氏ハ林の工夫を異しく候ハ其
人の極めて多方面に渉る趣味を有すること
を説き、且つ一册子を作し出づる、即ち恭
氏ハ此人と其通の廣範なる余を作りし所彦
此か予ら同趣也、此の目録を見るに林の時代
なる書を指しえたる、其書林藪といふ此故
のものなり、予作蔵録して菅茶三味に気象
のあるを許したるものといふ　明治四十年七月
十六日志るす

目次為渉写を散あらし得る本の図書如左

保　使　めを　む　弓　圓日　にさ　なる　先と

一 陶淵明集　大本 三冊
懷素帖の自序を版刻せし　帙入 第付
者

一 王克三摹譜　十二帖
清人王克三の摹する所の懷素
帖を画くものなり　北本墨付
立軸 芝石山房齋藤也

一 画品
古版彩画にまぶしくしるしたる
唐宋 北斉 周 の画人

一 北斉雜画　六枚
長歌行 千本松 うつしたるもの
第九 那勒 奴隷 面に海る

一 山水彩画
第百石詳 堅ハ寸許の横幅
滅 ものなり

右五品 價二十三円也

元と芳節北斉佛菩薩彩画
画法工夫のうつしさまくの者
者彩打ち印の自ら輪の
彩者也

○先に收る五湖漁印譜亦余の名を書するに
せしおり刻を譜に出し是
書印斯世に生り時刻兼篆
とし來る白文朱文両面印
世白文孫に渾名を以て號
を賞ふ換酒を易酒に改め

ひとつ記さ譜に入るゝ説に
あり 蘇軾換易酒の詩にも見え
ハ易の字を文とする孫に
易の字より換の字よりもよ
きを又思ひつる印面に彫めたハ

東京榛原製

易の字の方勿論優りけり、然るに謂を好む徒
ひとり印面に前書に記して今も無也と

○備藝集 十巻
若林木林高通家蔵印の模写を自筆の訂正
ありて數々見え
寶永三年 木下元高平之甫の序文
あり
若林の蔵書印の如く「鈴木氏蔵書印」
「東光院蔵篆刻知道」等の蔵書
印を模す
其尾に左の如き彫刻の具書あるもし

海文の跡うたがふ奥序しき味あるを見よ

奥書

此微塾集世之序者今年二月才
の我が朕の著述修辞の海文我
文を授け給ふ先師の海文の好又我
が文を受し弟子弟子二家和歌
の中に都て和歌を学ぶ者
多き者を始て学ぶ者まで
清書を強て序文を作る我
が序文年月日百を過ぎ八年下都
雖測之言也此和歌を学まいらせ

我等死後も百回の海文此を海文
の一つの文を以て文を人先師の大海恩
を以て文の心秘密を以て文を著へ繰り
一生精力を尽りを文を以て世を出へ
く高世恩の此業を以て又百を以て
を公に修行の為に諸の文を
師の大海恩を報の丁を報恩を
以て不悪

森寿海

此書稿本也弾正若の校合本を
の傳も書を不審なるこの所
(後十の頁) 再清

新しうするを以て縫山図書館の価
あるべし（時に四十年七月十五日）
此書の末尾に西園寺公望の跋あり
今也謹而
備塾員たる者利海子之著述
也其志卑海内外廣世也密然所記
欲示報父母之恩之情也余与
利海子交深心相契合聊有所感
慨而書其後焉
寛政四年四月
西園寺大納言公望 元朗

又第一巻の終に左の如き記あり
文化十三年丙子四月十五日
十八人山伏隨伴上人
備塾第六世 末裔 新井元
之助なるものなる此書一冊寺に残る
末氏の子孫と悔しきと云へし

○七月十六日 御用掛下文部書を図書寺に
指し送りを渡す 新しき縫山和の廣本也
左
一通志書 任解 五冊 刻本 四十八冊 三百四十

一江西通志　五十冊　六十五圓
一四川通志　五十冊　六十五圓
一雲南通志　五十二冊　五十二圓
一元人六十種也　九十八冊　五十圓
一明廣東通志　五十二冊　五十五圓
一武英殿聚珍叢書　五十二冊　五十圓
一金陵刻經叢編　六十四冊　三十五圓
一金瓶梅　大本　二十四冊　十二圓
一品花寶鑑　二十四冊　八圓
一叢書　通行本ニ比シ優ル　三十二冊　十五圓
一欽定曲譜　八冊　十三圓

一金史詳校　十冊　四圓
一吳孫二類編　四冊　三圓
一明儒論宗　八冊　十二圓
一福會手鑑　六冊　六圓
一新疆識略　十冊　八圓
一元儒童人傳　四冊　三圓
一中州金石　二冊　十圓
〃　地外二三種アリ

八百十四圓也

支那書ニ於テ珍書ト云ヒシ所本ノ四ニ云ヒシ
ヲ列ル者ニ在リ

欽定西清硯譜　二十四冊

写本　大本　絹表紙

乾隆四十三年編

漢唐宋元より其以降の名品なる古硯

各硯の図様を實写して精巧を極

めたり　此く實に法を示し模

写てしてものなれは

其を寺田望南ぬし此書の写本を求め

しことあり　版本なくと思ひしに

版刻ともありしとて由のなりしかば

津には一本ありて此書を得まほしきなれど

まだ價貴くて思ひ乍ら切なる

價なりし

式古堂書画彙考　大本　六十巻

卞永誉編

書と印と畫と印と別に名あり

此くは北從の書画の類の彙題

なりしん　價六百五十円也

○嵯峨[illegible]公弁法親王真跡[illegible]
賀の[illegible]一帖を[illegible]此人を[illegible]
拾記[illegible]公弁の[illegible]者[illegible]の[illegible]
[illegible]、[illegible]金[illegible]
[illegible]

大明院前天台座主三宮一品公弁法親王

「日光山門跡次第」引載

後西院帝第六皇子、御母梅小路大納定矩卿女號六条局、（菜百八十代入道一品公弁）
法親王輪王寺、治山五箇月、後西院第六皇子、母六条局贈正三位藤原定子、梅小路
大納言定規卿養女、実佛光寺新坊治部卿竟庸女「新撰座主伝」
寛文九年己酉八月廿一日御降誕、称貴宮、同年九月三日、依公海大僧正奏
請、為御法嗣、一延宝二年甲寅、五月一日、御入室于山科毘沙門堂、延宝六
年戊午十月十九日親王宣下、御諱秀憲、同年同月二十六日有御得度、（佛家人名辞典十二日）
御戒師者公海大僧正、（為守全入道法親王弟子「野史」）天和三年壬戌為毘沙門堂御門主、同年八月十六日
二品宣下、天和三年癸亥四月十日、依為去年毘沙門堂之御受職御下
関、同年七月還御于山科、元禄三年庚午三月五日、依天真親王之
御遺命為御法嗣、同年三月二十九日御下関、即日御入室于東
（十九日「本朝皇胤紹運録書続」「近代御申続」）

叡山圓頓院、御受職管領台宗、（元禄二年三月更絶、輪王寺尋如二関東一、八寺、五年四月為一身阿闍梨、五月従公海受業灌頂「野史」）

一元禄五年壬申四月六日（「近代御由緒」）一身阿闍梨宣下、同年五月六日（「近代御由緒」）於東叡山勅命御灌頂御修行（元禄三年三月十九日関東下向輪王寺ニ入ル、同五年四月七日一身阿闍梨トナル、五月七日東叡山ニ於テ公海ヨリ灌頂ヲ受ク「佛家人名辞書」）元禄六年癸酉三月廿一日一品宣下、同年四月三十七日御上洛、同年

一六月九日座主宣下、同年八月九日護持宣下、同年九月三十日牛車宣下、同年十月十三日（「大日」「佛家人名辞書」「近代御由緒」）座主御辞職、同年十月三十九日御下関、（元禄六年癸酉六月九日補座主、年廿五、歳十六、上卿廣橋大納言、奉行左少弁宣顕、○九月廿三日聴牛車、上卿清水谷大納言、辨宣顕奉行輔長朝臣、○十月十九日辞座主、同十六日立京、下向東武「新撰座主伝」）堂永四年己亥四月三十五日御上洛、同年六月三日座主還補宣下、同年十一月六日准后宣下、同年同月十五日勅許蓑尾中、因慈眼大師之例也、同年同月十六日（「佛家人名辞書」「近代御由緒」）座主御辞職、同年十一月三日御下関

寶永六年己丑十二月十三日奏請 喜智宮為公辨親王之御法嗣、因茲為毘沙門堂之御継跡、（喜智宮者、実元院帝皇子、御母入江三位相尚卿女、辨藤三位、堂永六年己丑九月廿九日御降誕、正保三年癸亥四月六日薨御年五、称辨浄妙院宮）正徳三年癸巳十二月十八日奏請 圓満院宮而被定御法嗣、正徳五年乙未五月二十日（「宇日」「朝野群載」「紹運録」「書継」）讓職務於日光 新宮公寛親王、即日被為移本御廬殿園別業、勅賜辨大明院、同年八月十一日御上洛、同年十一月九日御下関、享保元年丙申三月廿四日（「四月五日入京」「近代御由緒」）御上洛、同年四月十七日薨于山科毘沙門堂、御年四十八、奉葬于毘沙門堂之乾隅（正徳五年五月五日江戸ニ於テ退院、大明院ト辨ス、享保元年四月五日入京、山科毘沙門堂ニ隠居シ、同月十七日寂ス、壽四十八、滋賀院ニ葬ル、師書法ヲ狩野常信ニ問ヒ、筆力柔順ナリ「大日本佛家人名辞書」）（正徳四年五月（五月長十ヲ）辞職、徙居湯島別院、八月帰京、居毘沙門堂、明年四月薨、年四十八「大日本佛家人名辞書」）辨大明院、五月葬毘沙門堂、公弁好文善書、学倫礼、辨玄堂ニ權大納言藤原実業、贈牡丹、附詠歌云、ふかみ草さそ千尋の名残とは その花ゆ

花し古に似ぬ色香みなら む公弁酬之序云余近歳愛玩牡丹上皇賜内園奇品公侯又各見惠既当時称名品絶種者遂為園裏物清水谷亞相以嗜好相符賦和歌見贈不勝感慰漫綴唐詩一絶酬之嘆云此花今古擅佳名愛賞不分緇素情春樹暮雲相潤久何時得會洛人評上「野史」

「扶桑名畫傳」引載

公辨法親王 後西院第六ノ皇子俗諱秀憲貴宮ト称ス延宝六年十月廿六日出家アリテ法名公弁マタ大全字脩礼玄堂ト號ス **輪王寺宮ト称ス法務ノイトマ好ミテ** 書絵セラレシトゾ **正徳六年四月十七日薨ズ年四十八大明院宮ト號ス**

〔槐記後集巻三享保十四年九月條云〕御掛物大明院宮、祖院墨絵の雁　如此、仰ニ日先門ノ御講ハ公弁ト申侍リシカ御判ノ形ヲ公ヘ人とかれたり（の字にごりはたらきたりと仰らる

〔本朝皇胤紹運録書継類従六十下云〕（上略）天和三年八月十二日叙二品、元禄三年三月一日天真親王薨仍同月十九日下関、同六年三月二十日叙一品、同年六月九日任大宰帥、九月廿三日聽牛車、宝永四年十月六日叙二品、同年四月廿七日薨、四月三日葬鹿沙門堂

〔近代御由緒云〕（上略）天和三年八月十二日叙二品、元禄三年三月十九日関東下向、同五年四月七日

一身阿闍梨、同五月七日於東叡山灌頂、師逢壽院公海、同九月二十三日牛車宣下、同十月十八日辞座主宮、永四年六月三日再任座主、同十一月六日准三后宣下、同十八日辞座主、正徳五年五月五日於江戸退院号大明院、同六年四月五日入京、山科毘沙門堂隠居、同廿七日寂、四十歳、大明院一品大全字脩禮、号玄堂、葬二滋賀院、讃汀跡

前摺本

五冊

以上四寸横三寸許　輪廓ひのめく

印刻極めて鮮明なる萬

曆時也　時ゝ家　此の所ゝ

て特と刻ゝ　ゝ絵を変ず

稼穡を月　撰毛織、多論ゝ

て改葬ゝ

ゝ、ゝ　但し時代

ゝ　巻末ゝ　尾ゝ所大、雅ゝ花

ゝ　巻末ゝ　ゝ書ゝ　ゝ也　侯ゝ

立冬　時ゝ　四十年七月十七日文

摩之

一 春暉堂印始　八卷　四冊

巻首四頁闕

齋藤為樹を自紀して春暉堂
仿古印譜と云ふの二冊他の二冊
を敷衍せる様なれども
此印譜は汪啟淑、蒼雷等
の所編の仿古印を彙輯す

王猷の跋文を載せて
名曰印始蓋其集諸家輯之耳」
汪の印譜人皆之を
初跡の印篆と為す文の隆起多
く人の知る所なり而して此の古印譜
明末に至て尤さる所也
毎篇表印と大小の印四五顆を拓
し背面に印文を載す
凡十五冊也　毎篇「漢我書之」書
府寫目」の「印始」巻尾に「吳氏
書府藏印」の印あり

一谷園印譜

四巻 四冊

蓋 胡仏址 蔵
如意峯 許寶文篆

巻頭に康熙庚申の胡仏址の序あり
又次に康熙丙寅 日人の序あり
巻尾に康熙丙寅 許寶文の跋
を載す
数本の印譜考略を著すること二巻
九本と称すれども巻数合せず 敬亭の
げる胡仏址の序も丙寅の序なり

一印ずつ全部の本の第二序（庚申の序）あり
（全部の巻の末迄）
（〜〜）余の四巻本或は初稿本ちんと
言へる地的本に丙寅の序の係れる全部
本の続きあるの心付きうしろ
第二序を後ちに敬亭引くこと同じ
きを見たし 不審なる 同人の序
なれども年代の異なるものと仍て市
係も望むの記なるものと仍て市
二序を細検すること其の未為白
の点の微なる印譜あり 図接合の

他の二家の印章を宅の稿に移すこと、而して
此の印影を画して第二巻の印譜
と呼称す、按ずるに第二の第二の
印譜の直ちに第一巻と
一致するを知れり、之れ第一巻と
他巻とに出入を異にすること
なるを得たりとす、巻数の彼此相異
なること以て未だ一致せざるの
第二序の云ふ所と徴すること而宮城の
譜を採る田山中の自序に拠れる
ものとす

東京博物館蔵

各巻印の下に印文と刀法を載せ
紙背に篆の出典を著はす
故に印譜を略ぶ
余壮年、拙氏印稿及紀譜
最為初稿、別附谷国印譜篆攷
三巻、雲号芳踪二印譜巻、而未
附梨棗者と
初稿本果して余の本のごとく篆攷
あるや、亦し或は之れ及ばざるは、余
の本を後の篆攷を補ひたるなり
なる歟、偖り敢て之れを略

さんと称す

一 承清館印譜

印籍考を著はすに際し、薛氏印略の如き印譜と共に参考の為め印譜と曰へる書を作り、その中に古美術鑑賞会の輯むる所の印籍を録すること三十家の内を省き、但し印籍攷に一套四冊と称する合計の得たるを初集二

巻とし、其元会稽徐氏外六家の分を二集とし、各氏表を十部に分ち一部一冊とし、印を一紙八印を拓す印を指示し印材を注す

印籍攷の著者北の印譜を無き故に（薛氏印略と併せ）二種上下ともひとしく明清を経る古くて俗を徇めの繁得れ難き書なれども印の自然の美を知る人張燕四方の名家を近

きこえ廻印譜を彫刻し高山亭印譜
とかつくるなり其書に所載
其印を自ら彫る事四百餘方を採
て都合印譜と名くと見えたる
由なり世所謂印譜中の冠冕
とすべし
今茲本印集の印数を按ずるに
約四百十数あり其印譜の不
と雖ども今なほ印譜の基数
印譜攷に載せる所しうせんしも
完本となすべき

東京帝国大学

一補羅加宮印譜　八本　四冊
西冷七家印譜　趙次閑印譜
各印之款識を採し印譜に添えり
を上書とす　此本款識を闕く
光緒十年上梓

一集古印存拾遺　八本　二冊
福鎖　拳石家
別名福鎖の序文中一冊

前器 同治甲子家楊国明府需次鄂垣
適有自山徽歙載印而来者邀余共相攷
質其材則有玉石銅鉄瓷竹之属其鈕
則有龜蟠獅象瓦瓶之形其字別有
篆籀古文朱文之別類皆汪氏遺物惜
往烽火摧殘為太息久之爰擇其完
好者属余摹印而冊留置案頭之
此印譜最初者名印存中之涵
[illegible]者輯為一冊仍將
[illegible]數印
摹刻也

東京帝国大学図書之印

一錢胡刻印　　六本　四冊

錢叔蓋、胡鼻山二家之印也
叔亡二家之面冷之家以印
名人世印新の外欵識を挽し
乙深山叔亡の印皆
此印譜實八回云此廉[illegible]
[illegible]
錯也[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

再版せざるを以て此を略す

一 ※ 金盥印蝕　　六本　一冊

岡山大迂の印譜也　其版四五の
活人の序を載せ中に徐三庚の
もの　此一〇〇上海活版中に
上梓せるものなり　其版は大迂
の花書印を捺す　大迂印譜を
心とせず　此書は其の一部なり
以上の印譜を首揃書法とせる文求堂
於て始めて手に入れし也　明治四十年七月十二日也

以上の印譜を首揃書法印譜並に印
譜を合せ入し得んことを欲せしも
右此を果し得ざりしを大幸と謂へり
○七月十日文求堂を訪ひて図書を捺せる印の
〇〇人七六本一部を出し示す

墓圖五洲用易　四冊

堅尺位四角黄色なるの表紙とせる
古色掬すべし毎葉に篆書印を捺す
一人心鄭重動く人印巻行の原本
世に稀なる逸品を受け取ることを終に四十年
を経て図書館の蔵する海内

東京帝国大学図書館

鈔寫年代を西に至るまでのあらましを考へ
本中の雅と云ふ一つ宜しからず
本二本三両巻刷〻、但し記志を棄てる
又經部上巻二葉に載せること同じ怨〻
く同物なん、考る其の一部を抄出す
墓圖互注周易六巻 天正間鈔本 九折書 山田氏
本二本三両巻缺、巻首本一行題墓
圖互注周易上經乾傳第一、次行爻
注載陸德明音義、第四行上空二字、
王弼注下雙行載釋音、第六行上
空二字 乾下 乾上 載元亨利貞 以下字未畫 以補者

第六巻末、有行注字數、但巻頭缺、猶
外廓格内、有標記、每半葉、行十七字、
界長八寸六分、幅六寸六分
按此本字畫率略、訛謬依多、不足據
以校經注異同、其互注唯乾坤二卦數
見餘卦罕載、蓋亦略去歟、攷芙長
十年、釋開宝奉神祖命、校重言
意本周易注字卯行、體例与此本同、
但各互注、其重言重意、此本附各句
下、而慶長活版、則附之每卦之末、稍為
異耳、蓋此本不洋出行人 朱彝

尊注義考、載纂圖互注毛詩二十卷、
引陸元輔之言曰、此書不知何人編輯、首之
以毛詩、舉要圖二十五、觀此、則知是本
不載圖表、蓋略去之也、元輔又曰、各圖或
引注疏、或引禮書、詳注其下、攷琳琅
書目載纂圖互注周禮十二冊、稱宋
陳祥道撰、又書已佚、此
書圖說多引禮書之言、或本祥道書、
據此豈纂圖本之祥道書、其重言重意、
本之唐宋人帖括書歟、其合編為一書而、
弥出元人任義攷、載周禮附音全言重

意互注十二卷條、引經涵之言、以為元人
所輯、蓋得其實矣、

○余數年來求印譜不能得、今年印譜を求しかども能はず
印譜を得ずして珊瑚網を得たりしかども
集の六卷以下二冊なるべきを、偽と文書の
を見き、元明雅を見る時は、偽と屬し、自の
ものを自ずからの元人二集四卷本一帙なり
六卷本なるを見ること、世に稀なり、一部完璧の
印は一卷を得ること、世に稀なり、一部完璧の
ものを卒業和本を求ること、次人や完本の價数百

全く古今彰博大の力の多めるあるべき、於是寧ろ零本を集め終に完璧とするこを欲し、こゝに地の本を購ふ、百價七十四元海内に遍ねく僅に二十五元を減ずるを得たり拓するに毎集出るごとに殆ど七拓を得んとす、繁に各集を別々に得るのおもし、此れ古拓零集を得ること新拓彙拓完本を得ること同じ、然り今の家元本と終に何んぞのものを以て完璧を得へきや

○支那にあるべき元家を二三人あるべし陸心源も其の一人なる酉宋拓彙志四帙四十餘葉を見ること何人と雖も其の珍重の価値を驚ずるべし、宋元版の多きこと名家の目録に見ること、想ひも蟹なるべし、心源歿した後、其後人之れを賣んと欲し一時五十萬千しんの價を吹聴したることあり、然れども其時家之れを買ふ能はず終に交海屋に十一萬円を以て購入、ほぼ其円満の書物の如きを見たり、敢て記せし書物を言餘の家に於ても敢て記せしこと、此の他に仏寺に於ても上海に行きたり、又高麗の物を都て陸の家と為す、関係

[illegible]北の義者に託せられし文の意しと少なく

○世流ひ古既年の仮味を[illegible]支部でも

どうの所なれば[illegible]を求んとせしに[illegible]

文[illegible]まへ、惟一の[illegible]の食きを嶋田翁の

北[illegible]、翁の文箱村に畢生の力を用ひた

果て注き[illegible]文あり、其の配所始終恭順

を受けたと見えて所々に[illegible]

時[illegible]、翁を[illegible]父の仮味を

受けの年の[illegible]北の[illegible]味を

述懐する深えられが、[illegible]

[illegible]別[illegible]北の[illegible]

東京帝国大学

[illegible]、[illegible]

自年を[illegible]が、[illegible]北[illegible]仮

味[illegible]、北の[illegible]を[illegible]

[illegible]を解さん[illegible]の比、翁自身の仮[illegible]

[illegible]写を[illegible]本を[illegible]彰[illegible]

[illegible]と、まこと[illegible]おつ[illegible]を

つ[illegible]

○石枝文二通を得、一を天一閣所本北宋[illegible]拓を

[illegible]別[illegible]の云年瑞[illegible]、新

一を新榻文[illegible]拓[illegible]復之、石[illegible]に[illegible]

[illegible]天一閣[illegible]を載す

鄞縣范氏天一閣所藏北宋舊拓四百六十二字稱善本爲之新榻と比べるものあるも、覆刻と雖も參照の用に供すべき迄、重複の部を以つて一部を棄つべきなり

○全上古三代秦漢三國六朝文　百冊

北書局程書全唐文の前に全唐文を集めたるを以て輯めたるものにして未だ出版せざる也

編者の經歷、編次の大略をとるべし

嘉慶十三年開全唐文館不才越在州幕多能力役恢然曰唐之文盛矣我唐之前要當有編集斯事體大是不才之責也其秋始州報之唐採三分書手夫收范家秘笈金石文字遠而九譯青及邦畿史神起上古迄隋唐沿革鉅製序錄軍辭罔弗綜係者并複異聯類時零作為三千四百九十七人分代編次為十五集合七百四十六卷隸力九年州報粗之又邦力十八年拾遺補闕抽換之整齊

之畫一之已于書而後拳五尾之數亡物萬古之天彩唐已前文咸萃于此可徵字爲經歟可均

○留真譜

經部	十二冊
小學	二冊
史部	六冊
子部	一冊
醫部	二冊
集部	二冊
佛部	二冊
雜部	一冊
雜部	一冊

東京帝國大學

森立之多年輯古之古刻數數數本物守敬の多あり拓しを後ゝ之んを写えを余深く歎惜す、其物之んを拓ゝ鑑すを写き表ぶことを一一如此んば原本の拓を必うるしも拓しを得ると、要年録しめ一本を辞ん之ことを欲すを得ざるを言ゝ多る況為寺田望南氏一部を高ゝ之を贈り早稲田の録ゝ譲る、於是

此書不可得見今合爲十二冊卷末上記
の如し、是歟こゝに序あり上本の由年を叙
す、即ち序文一部を物すること
上是余於本醫士森立之家見其所摹
古書數巨冊或摹寫或摹寫有閱考驗者 使元者
遵真本面目顏之曰留真譜本 河間獻
王傳所也余喜不忍釋手立之以余好
之篤也舉以爲贈其所摹多古鈔本
於宋元刻本稍略余仿其意以宋元本
補之又交其國文部省書記官冢谷
僧与博物局出版局吏町田久成得見其机

山官庫所藏草之序之義又時々於其收
藏家傳錄秘本並得廿餘冊即於其國
施工刻之以費金僅成三冊而止帰國後
繼成之而工人不習其刻格意久之始稍
解乃始入石翻刻之為多歡賞
嘆竟其功本年春共得八冊照為分
數印行頒布不以為媚苟并所集之廿餘
冊賡續刻之光緒辛巳四月立邦楊守
敬記

○施藥院解男觀服圖 杜宇 一冊

北吉寺四望石碑ハ寛政年間
初て解説ス
と云ふ

其後寛政十年冬十月浜幕小石原の
序ありて次きて親職人名を列し其後
又安芸故の碑あり、母序文二頁
悉く紙の刻ありて
後に能なり
序文に拓ある者を去村茅渕作る不
通甲五十九、解説刻の者を合せ
環長三雲氏 丹波家三十二世、丹波

雅忠ハ一印ありて寛政十年
北岸ありし所也 実ハ十四年、人
続解刻の者を北の環長先生を始
まるなり
親職人名中に環長先生を第氏
として絶対四十八人、親職の所
の無分拓ある等を詳記す、無之ハ
皆高所未拓の名 海也
図を彫刻を施し多の後ありも
蘭字を以て親を擬す
序文本文共に蘭字にて書ス

之を大般若の奥付に比らく原本を
影寫したるものなるべし歟

○七月廿三日英蓮の佛子なるも印を捺
し義二を向坂の浦に話論す、義二曰く
書の如く芸者なるべし言ふ如ごろ言ふ此
芸の莫字刻する鄭氏印略中の印全く
を語りとして此処に来る高らしまう
そうのあり候三千四百余も影るか
廉ならも元已ち嬰入ちしめるとと余
八丈の候の書きの弱きの刻彫拙文余す

力の及ぶるあり知れども原若果して
ゐるもそうは一元しなきこの也と活版史
の刺を思ひるこの方人あまを知らず
山の裏ゆきまる此の事ちしたんと世
の近えて聞くは異なしも知らえ事る、印ち祇
中の一函を開えるのは中と莫字印を捺
せる冊子四冊外と印八枚ちもしも落ち
あり、印莫字本印略ち 明治廿一年の版
大坂ちに於て行徳氏の刊するもの冬冊
序若くは跋ちり唐刻を莫字、唯
原本の版ちは序跋共に一十の一二を存す

原来之鄭氏印略の写本を古来のものとあるは
也衛宗淵池 高山の宮家河本集の花す
る古僧こそ二三なるべきぞ、河本氏其の本の
稀觀すべき書なるに其の亡いんことを雲うん
高の芙蓉をもて金印を摸刻せしむ、えん
莫本のある所也 模印も原河本家のもの
なりしが輕輕しく終る伊勢の乾達二
時、即ち乾の花を摸し 桂の上しるし印 北
乾の長花を摸し氏のうめをことを奥指の
四方の位を時う也 印跡敬ハるもハ校写本
特的を拓めるもの也 ものを

又試て清水寺の印を取て拓てみる何
人も摸の板の刻しあるの刀法極めて嚴正各點
の刻極めて特清しるあるさる也 印影を見て金山 奥と莫山もしの
とをとる能んとる 拓る特的を拓めるもの木材
六四〇之めるの板をもて芙蓉を心しく
鄭氏の字ひとしと 併し芙蓉と
きの字芙蓉の刻り廣ち此の摸印
中も芙蓉の不のめくを免うんとと
印影四五をもて受け清く眼福をのとる
を表す、第六金ち人膜を苑ちるとき

寄の第中の諸色きしるの数枚を得たる

安四年書写　大食元人の伯宗宣記

沖守国　印肩金象　江上第五

永仮五埋　西川喜洞　河内屋中

○十六金符方印存　三十冊

異大徽積年集たる所の銅印千

二百枚を数ふ、最大印徽　散亡すと云

ふ、於文市蹟之、僅三十五印也

其中大徽自題云

嘉印十六年積累至二千古鉢鉢

得至寶文字秦燔先漢魏官私印金

玉等精盟図鈕各从数年代不細

編印茲二十部裒集豈偶然誰丈

任此役穂父黄与伯圓尹

元徳戊子秋七月吳大徽自題

○嵩山房ものし義門の全集を刊の会らも

出版せんことを願ひ原を深くして巡金年

共日銀山左

友鏡　一折　和漢説略図　一折

山口栞　三冊　奈万之木示　三冊

法語雜說　三編　法語指南　二冊
玉之緒繰分　五冊　持士迺磯　磯之濱　合冊

以上刊行之分

反鏡底之鏡　原本

故事類聚　二冊　類聚雅俗言　一冊
法語餘論　三冊　內外胎教略　一冊
磯清水　一冊　袖濡迺日記　一冊
富士百首歌　一冊

以上原本之分

月　草　日本魂　一冊
仮字遣千世之古反　和讃法路轍

東洋文庫

法路轍生論　蹤間之日記　二冊
終年日並歌　一冊　覆疱瘡　錄　一冊

以上原本燒失之分

三位和語說　四冊　伊勢聖教和語說　一冊
尊號銘文講說　一冊　汝邪鈔遠測
唯信鈔講說　二冊　御宗名佛文講說　冊
歌代文智中文和語說　一冊　法華林香記　一冊
略國講解

以上　二冊

○毒蛇の害を寺田氏南を紀きて人の閑話を
試む、氏南紀に出張ふしたるものと支那より帰き
陸心源の図書を購く此く、えん閑して語る
不在のみ
陸心源の図書二百万を以て杭州に於て稀
なる高価、図書を蔵する者三あり一
八守先閣と云ふ地位其他実用の書
を物む、二を十萬を積三を所宋板
印を蔵する者、庫の書を摘て弾を発して
ゆ行を物此書を保存せんことを
刻す、陸の跡新に書代を物ることと

初め此の図書を貴らんを出版せしめ
まし始めまうの文庫を平仮名
浮世の金次上海に三字活動を試みる
ときに二十万テールと云ふ価を活動
を出版を始めを有り
出版せんを出版する桃文学を
人中の主を終る郵便局に特入すること
ときなりを先年此
家を陸氏に売しめを使者
者の位地を有り陸家を心源没後

家庭内のみならず且つ陸の成績ハ
近く吉林に轉官せられし都合となり
姚の舊先題しからく終に十一番目
の妾となりたり
姚と鍾氏とは親友の間なれば好みは
此の人の世話をなしたるなれ状を憐
まず、一同にしてわ一旦姚の好意に出
たるなり
自分の大なる学問教育を受け
て先生に認識されて宋元明の鑑定
をなさんとも自在をなせば後日論を

彼女も先方よりては諸の利子を頂き
大いに家に諸般の商業をも盛にし支那
の為にも注意の支を借りも例しては
ることあるも陸家を之れを忘るることなし
先生の行ある所以也
先方との縁組みは錦紀を存続のために
一其となる月日に觀察するなあ
れば價を減ずる事を明記しあり扱
て字類を援けば此方のものを宜く
あらじと見て上海に居住し來
りし兆る個の行李を開きみれば皆

[illegible]

[illegible]

宋板とされる[illegible]

[illegible]

太平御覽[illegible]方[illegible]

[illegible]宋版の[illegible]

[illegible]

[illegible]

の数を尋ねるに六百余人の外に
も大概大家へ入り込むと云ふ
ふ法で吉井の田地抵当の流れ大
宮を贔屓(ひいき)に得たるに此の紙幣の証
果たして偽造
岩崎家の出来方の証拠物の証
保井さんも徳さんも家元取締も全部
手を入れたるよりこの
中の一人を捕へて天下猶予なし
四角を捕守致すべ
きなの出来を問ふ
つて

捕を張之図の帳面の
背の飾りを見るに第五の残人
家族の出来大いに優れる現の十五番
の受書を捕するに現に詐欺の支拂
帯一の書類に日〻詐欺を
入るの前市を
総金十両ばかり
捕とる一夕数千
を受り出捕へ
とるとこ
扱図番号

[illegible]

[illegible]

[illegible]

しうるを出す、紙の格を大
にしたるものなる也、支那の
もの支那俗のうつるなる事
なり、版刻するものゝ、こゝに奇版のことも
ありけるなし、漢人の癖なる家なるも
習なるべきなり
話を漸ゆく移して支那古版数書、叢書沿
革のあらまし、印南の語るを聞て
するに語んと欲うる此部分の解なり、こゝに
可らざる関係を生ず、物論古版味の於
て亦一の推すべきなる也、之れを記

東京帝国大学図書館蔵

て特谷板書森氏の紙の板の徒なり、板面版
文の書の書のまゝ、板紙壁板色の如
り（字を彫る本流面こゝ同しとう）
板本を板面の版味を彫版するの文
す、文字本、紀の墨大屋の墨をそなう彼
んと京都の町なるものなり、分板を利し
先んず名山の制の古書を投し板面の
取り得さるを取り家の所の紙をそ
家の所の筆の筆古版本
七二束三文のものとなる人の之れを
なるなり北海の文之後異の命板を

作り出すを如南とうめし如南の作る
作るを自分うの如の味をまし初めてそこと
二十年前支那の酒ひしとき王紫詠の人名
を紀伊国くつくり供奉書とそこ
版本あり多く支那の書を集む是支
那を移す所にそこ也又伯朝のそこ
何印をも嬉し得ず作り婚のそこと
紀伊国自著活善録紀貴
伯伯のそこを通ずと如南伯朝の
供奉書を以て版のそこを年譜
作るそこを暴し素書伯朝、こそ初めて

供奉書の海産のこと
玉出産をそこんを求むるそこ高倍
の一面の原をのそこを婚ひ得たる玉
産を移す所のし宋版を紀中経
七そこしうを五冊十義位のそこし
井及京都をそこを出んを古書を過る五
山版の彫る宋元版の面紙を存そこの味
をまし実をそこは之んを易之しそこも余
そこと空南をそこ、如南彫そこ味を
しそこ之ん彫のそこ共の人そこ古原
伯海田中光敬、空村素仏そこの面之

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日本の板式宋版の酷似す
但し紙質日本のものよりはるかに優良
なり日本にて作る所の刻本
聊か日本版と異なるところあり
元亨釋書に曰く嵯峨天皇
本朝の書を模倣せんと欲す
時代の雅趣を要す刻する所の
皆宋版の格
見るべし
○堂々場の史料なることを知るべき
又めぬきまぶらを為今印版をもって
何ぞ日本の図書等を講ずるに
勢力を為しなることもあるべき
刊の会を設く
るのみ南部も北の方面をもとめ
云えるごとし然れども三韓
を通ずるの意を示し
弘文館を設け場所を
或国の交渉を意味し
通信し史の代表三百円を温存
すべきとなり、宝を
日の朝鮮を出版の
北の史料を帝国大学の史料へ
べき場合と必ずしも
場との交渉を未だ

便すること也、大学の校に於て出版すべき史料八之れを採るべき英文の史料すでに有り十数年を費やせんには既に蒐集したるものを出し来すべくもあるべし、博史料のごときを刊行するに於て出版すべきものなれば学者出るや弘人と共に歓ぶべき筈なり也又会の事業としてもこれ等の紀摸のものあるべきなれば先づ甲部のみ出版すべきものとし、今の本の史料皆本二冊を引きたしそんばば凡そ一冊七百二十頁程と成るべし

べく、外に目録と学の部のみを一生とすんば早稲田大学図書館に当分と紀をを田博士の本を原稿と使用することの承諾を得たり

（以下略）

（以下略）

北の一部を図書界のあの得るに田中氏に御さるを得さる也

（八月十一日志るす）

○前号一部奥手海一部の数日をも今まで更人に紹介せしめ其の書をもんことを望む本年の分は仮に毒紙之ゆう

[illegible]前系の人脈を辿れば一[illegible]の流を汲む
志得[illegible]を養ふと共に奥手のを得
んとて[illegible]の情を一層切なりとす、浪華侯[illegible]
流の趣味、奥手参謀の[illegible]庭を[illegible]
きて[illegible]向島の遺址を訪ひ[illegible]
得て即表紙[illegible]
懐の浮沈を試みしこと[illegible]
[illegible]の知りて一坊の浮沈を[illegible]
く舎人しく[illegible]参謀の寄を[illegible]
[illegible]せざるもの[illegible]
人[illegible]本[illegible]
[illegible]余の一坊

を[illegible]余[illegible]人を
[illegible]を[illegible]人を拒
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]

図を入れ装し一幅目とすることを請す
乞亟の書東文如左
今回以解三作家所賜元亀
以往公等公等師法長宜
以来臨幸甚仰其命第
後

八月晦日

用意書
同じ意の表書を既例して
表記しすべしと云しく
在表の次に其の由を記す哉

天保弥右ヶ之之 論輔
例書其 辛丑二月和

○八月十三日 坐多田氏と印二顆の篆刻を托
す、一は大隈侯銅像を基と刻せんとする銘
一は岡吉十萬紀念の文也来る十月発校
二十五周年に際し俗の銅像を建るの表
す又岡吉翁の義書翁十萬基を
表す、南高の紀念として石に刻し之れを紀念
場吉を用ひ而る後印を紀念として永く
岡吉翁の義を表する也

○[illegible]とき春海の[illegible]寺を
[illegible]を投ぜ[illegible]郎市を[illegible]し給ふ[illegible]
伯人[illegible]高山樹中の心一つの命を示して云ふ
[illegible]樹中[illegible]と特に[illegible]夢
に[illegible]北[illegible]書の[illegible]
以[illegible]高野の伯[illegible]無和と云[illegible]
[illegible]寺の伯[illegible]
[illegible]
[illegible]

東京帝国大学

国分寺の薬師堂を造りて其の住職無和に之れを示さんとて行きしに無和の弟子なる無和を以て方丈の住職無和を何思ひけん其の使僧をもつて示さんとて彼寺に遣はしたる処無和を捕へんとせし此の書状の内容を聞きて驚き怒りて曰く此の書状を捕へんとせしもの狂人なるべし

寺の内の僧侶の中に居たる人の内に寺領を横領し且つ国分寺の内の僧侶の書状を捕へんとせしもの狂人なるべし

寺の内の僧侶の書状を捕へんとせしもの狂人なるべし

と金一方の女石黒男爵こそ知るべし

の男を捕へしに其の所為を詰問

なる人の内に寺領を横領し且つ国分寺の内の僧侶の書状を捕へんとせしもの狂人なるべし

寺の内の僧侶の書状を捕へんとせしもの狂人なるべし

と金一方の女石黒男爵こそ知るべし

の男を捕へしに其の所為を詰問

[illegible]年[illegible]月廿日[illegible]

○琉球入貢記略　附弁下渓六條

山崎美成自序　草行

墨付　十七枚

先祖書

美成自筆　墨付四枚

[illegible]八幡宮文字[illegible]

入貢記略[illegible]こゝろ堆黄[illegible]

[illegible]美成[illegible]

東京帝国大学図書館蔵

[illegible]北の堆黄[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]七十[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

入貢記略を脱稿[illegible]

[illegible]

[illegible]四十年八月[illegible]

書家ニ藩の費ヲ用ル

○此れの出あひ向後ヲ大ニ之ヲ受け響ク

可ク利ヲ失ハ也ト雖ト浸ハ浸ハ浸ハ

如ク雖ト之ヲ此ハ海内ヲ花書ヲ浸ハ

ヲ無ク之ヲ

と大和波も見えたり、馬琴の『[illegible]』と題する[illegible]
『花風俗文選』を倣つていろ〳〵の俳文を作
り新板を分けて海内無比のものとなる。
七他四国十四国中の俳句集もあるが、自
ら是非する間違い多しいうまでもなし。
うんがなくて[illegible]得ざるべし。よつて
拙作出来るまで見合せ一板も四方に行く
引き続いを思つて俳句を氣をつけてそれ
ぞれ捨てるもよし。拙句の中にも俳を問ひ合せ
ねば間違の迷路に陥ること十年に、御ら面の御
五月四日こゝろたゝ、北帝

[illegible]八文おのゝの俳書新板[illegible]
きを俳をあつめしてこゝろ[illegible]
五月四日こゝろ[illegible]
いと思つて[illegible]
[illegible]こん文の[illegible]を得[illegible]
[illegible]十年[illegible]の式典
陣列を為す時[illegible]
よい、こゝ一番しこんと[illegible]
こゝろ[illegible]
○[illegible]杉山三郎右衛門[illegible]
朱墨の印を[illegible]

東京帝國大學圖書之印

東京帝國大學圖書之印

東京帝國大學圖書之印

雲定制

文云

素絹牛夾八寸

材料墨　一朱の源氏

帳紙　表裏共紫

○御文箱は高さ六寸、長さ拾四寸、横拾二寸三分、蓋は六分、蓋の内は黒漆、蓋の内側の縁は金蒔絵、蓋の内側の縁の横は金蒔絵、蓋の内側の縁の横の金蒔絵の上に蒔絵の花を置き

清山函谷を隔し故、事終に疑猜、而して
遂に兵を興すに至る、霸氏の、誠之を論ずるに
、もとし、鑑を[illegible]
[illegible]、表裏列裝、新奇の物を以て
世を金縄する、新奇の中に不審のこ
とを以て世を[illegible]する
四十余年、九月世罪記)

○早稲田大学図書館蔵花書十帖等
[illegible]紀念の十月二十日二十四日和
典を拠とし紀念展覧会を[illegible]
毒蛇又は[illegible]を表紙[illegible]

の所為をいふ[illegible]
記方を移[illegible]
而をとく、図書館の流布や、方本[illegible]
本等の裏[illegible]の所を歴史的[illegible]
的に排列法を[illegible]
試みに定めたる順序の左
陳列順序

一図書館　図書館歴史　書籍懇
　　現に実在する異異　快籍の家
目録　花書印

二 印刷 古活字 活字版 整版 紙型
木版 銅版 鋼版
其他活版 つまり
輕便印刷器械の類

三 図書 図書館に関する諸問題
話し方

製本 (和洋)
版式 (和洋)

四 官本 自費本 原本
家蔵本 校訂本
古写本 模写本

五 版本 日本版 支那版
朝鮮版 西洋版

六 稀覯書

七 金石　墨帖　印譜

八 絵畫　彫造物

九 伝拓及寄贈本　寄託書　寄贈
紀念寄贈書

(二) 図書館の歴史を各時代の図書館

東京帝国大学図書館

の写真入　義本を海外に自己の歴
史の大綱を示す様なもの
例へば左のごとき写を海外に送
ること

聖徳太子　(東大寺)　写真入
大日本古文書　天平宝字
聖徳太子の肖像を海外に送
ること

芸亭　(興福寺唐院)
記事文

紅梅殿　図書　蓬莱文庫
紫宸殿　大内文庫

宣下御書不　大内記之回　況花書回

法界寺文庫　花書印　奉為不

足和文庫

金澤文庫　鎌倉元　金澤文庫　山路

本（留真譜）

石山法花　宣下　不為回法

東京帝國大學圖書

紅葉山

高野

林家

湖州文庫

石山の写本を出版し
ようとの思召
考証の資

東京帝國大學圖書

国書十二篇紀念ヲ刻シ印二顆ヲ刻シ以テ義人ノ刻ヲ作リ印文（丁未十月
国書十篇紀）一ヲ甘受ノ刻ヲ（甲寅
十篇紀）ヲ朱文ニ作ル、きる抜
印ハ之ヲ経ル是、印ハ左ノ如
○毒魚ノ未刊本 [illegible] 刊ノ [illegible] ヲ
ヲ [illegible] ヲ国刊ノ毒魚ヲ海 [illegible] ト松
[illegible] 紀ノ二書ヲ [illegible] 海 [illegible]
山陽美味ノ [illegible] 二十一 [illegible]
ヲ稿ヲ [illegible] 内 [illegible] 印ヲ [illegible]
[illegible] 紀ヲ山陽 [illegible]

[illegible] 副本 [illegible] 国書 [illegible]
[illegible] 人ノ [illegible]
[illegible] 極メテ [illegible] 心ノ作ル
[illegible] 不ヲ [illegible] 若石
ヲ充分材料ヲ [illegible] 捷シ [illegible] 時ニ
[illegible] 数極メテ [illegible] 也 北ノ
二書刊ノ [illegible] 年 [illegible]
ヲ [illegible] 也
○刊ノ [illegible] 年 [illegible] 出版 [illegible] 輯ノ
ヲ [illegible] 未ダ得ル [illegible]
一 [illegible]

刊行全本 三冊

一 清涼寺伝の記の 一冊
一 杉原者の記の 二冊
一 続遺石山寺の 二冊
一 集古十種の 三冊

計合七冊三箱 十一冊

右之内三箱ハ清水ゴレ氏家
文を書写 清晨書写後も清水氏
氏家を生し 行くゝ清水氏の三冊
を減じて一冊と為す 為
必要なり 者き得る二冊と未決の

を合せ十一冊とする
高野山の図書館にあるとされる図書の
表書をこゝに出す 又欠損と
又の図書にある文書 此下の
手紙記者を誤れも所しく思くとも
原書を三冊の原書 且不稽なる
して手数又なることを強し、これ版を試
みとする記
集古十種にある書 合冊二種の
書を抜き欠損したる紙を合すること
す、版を郡又合のを渡り受けあり

九月廿日 松方氏

早稲田大学祝典の為図書館
[illegible]を作り
[illegible]一を「図書十
巻集記」「丁未十月図書十
巻集記」○一八右[illegible]
[illegible]銘を刻す即ち上の字
[illegible]の造ん、[illegible]
[illegible]しめらるるは
人上乗の業也

[illegible]大訂正を施して出す云、本年
の二三月頃(印刷製本記録)をもって
[illegible]北征のことを要す
[illegible]前に[illegible]
[illegible]
[illegible]

○早稲田図書館に所蔵の行列をおさんとせ四巻動
兵衛尉の所蔵の古書二三を借りやすと重家
文庫本白氏文集二巻あり 巻三、廿四の
二巻とも前書きに紫文閣蔵と印
刷を載せ巻三は四分四方の横三尺
一寸、前書きに奥書あり
云
寛元三年二月廿六日書写 惟宗令書之
日廿八日 両点了 右衛門権少尉藤重
嘉禎二年三月廿了 以唐本比校之了
建長四年六月廿日 傳下愛所之御本重校

東京帝国大学

墨了
二十七年
前尾文庫の黒印を捺す、巻末に
ふせを捺す
○略別用の朱罫を作らしめたるもとより
摸写とせるを古の朱罫を用
ひたるの意もあらん、唯だ方眼を格外
とせるは文武天書に見えず六経
経論経各ゝ十八を異にす、今の足
なる引直しも天暦左のもし
一行 曲尺長一尺八寸二分四厘
書紙 九寸一分二リン

論語

一行の字数二十二字及び二十四字

中八分ほう六八分位

あるべきを落き方う

○十月十日杉山検校より稲毛貞吉氏

三絃を嬢ふ

物産事記　一冊缺　四冊

物産記　二冊

是義筋を記　三冊

三絃を骨董集五編のことを市

井の説を考ふ

様子上方を浮世絵しるべしく

事を丁寧を説めを豊春の書屋を豊春

の印を豊しからしやの山彩をえを

別を市米任命の印あり又中川徳春の

印を偽二十の印

○七段本の説を特しく修をるのか

く彩を偽を多をしめをを古四篁撰の山

七を一のをさをを勿論を、今方を共の小

説を称を

書屋撰八江戸の儒者を儒を

九をを高し漢学を称を林屋

篁墩と共の弟子たる父祖の職を弘めき
も仕官を望まず、後所望して祿を奪へん
江戸の出て以来此方を表じ作る木地師
と称しも儒とする、常に井上金峨と交り心
親密なる交際なりと唱へ、四方に仕官を考
勅并疏すまれ書面古名者を明らかに
も鑑像なる書なる著書なる古文名書孔
傳指要、芝氏本論語集解、吳
方像林解補箋、古文孝經孔傳、吳
本墨子考、經學考、背篁力說、芝和
文殘書目、附考、近思錄節、留青
書屋藏書、清朝劉重庆刻、
林山房定動ず寛政十年代年九月
刊の(三四五八)五十四(或は六十八と云)
も殺す
篁墩同書の中に関する書は留青記書
屋藏書中の如く流傳の義なりと云ふ
此八年の書也仕村の清書解說
集成に收む
○古版本を元祖とする唱心
云ふ事なる故前の篁墩と云ふ事
丁と山井鼎一と林述齋(山井鼎)

の七絃琴の古書の貴きことをつくるなり
らしし文部の七絃琴の早く世に全
書の中に収めらるる林述斎あり文部に供し
る古書を輯めて供奉書を作る中に
書四巻二冊とする古版本
の七絃琴の考文と古書の貴きことをつくる
ひらかなを以て文部に論を供す
文部へうことを之んを路にも早く世に全書
の中に収めらる林述斎もと文部に仕へ
て嘗つて古の版本の供奉と輯め供奉書
書の元の上しるし、えん又其の印を

山井と斉名するもの、然れども二人のことなる所
を用ゐ考へて古版を校し
其の立とする所なるべしも似たり、然
も後年古書を蒐むること
指を屈すべしとなしとて
版本鑑賞の歴史
と所以也 山井鼎 定居彝と系後の情
廟の律を解せ
○神田孝平路の異本太平記を
立元のものにあるか実物を見ざるも
似たるべくして、そが刊のもと如者

の刊行を決しなるつき祖母乃むこ伝教
し修行後文学を学ぶ事が出来ぬ間
の長花を絵紙之人を路花しなとえん
もとなく人う貸すを流し行る扨す
三太夫ちゃ〜〜御和せす為めいろく
南倒至定海を者つと住なる時ひある
扨て北本を十八冊を学完本とする
のびあるが有りしもるる代十三冊び
ある、表紙を特冊の絵うを藤なる
刷るもあるも時代を新しくあるや
を長罫び多くの絵白を剥せす十三

行位ゝ本偽名時代を交へて絵合を
あるを書えを有る絵巻とをくを
八足和字本とをを直る首尾のび
来るものびある金印あ系を書うを
つをある 探題を 古言太平記とある
も 「柳田本生」と云ふ朱印う冬生を探
しをある、なを時代のをい印もを
北の書と附箋して絵巻の一生をう探
つをる、をんも絵巻受けをあるがまぜ
自分の手元をを上
を記する所もあるが其の絵巻を絵

此書は足利義昭の二
代の秀吉の手に渡したることを
が記したる校の係少し（明治四十
年十月十日 松井 記）

東京帝国大学

家珍草創太平記来由

夫此書者草案之元本也嘗為博陸豊臣秀吉公之藏書矣
疑足利将軍家累代所藏之物而
義昭滅後移于豊臣家者也乎　公薨而大廳高臺院殿領
其財物此書亦為其有乃賜是於木下宮内少輔利房傳至
於長子淡路守利當予嘗蒙利當之眷遇時侍席或時利當
語予以此書之来由且曰乃翁者太平記専門之宗師也　予従
大運院傳授太平記
理盡抄来故云爾　當與之授吾子將成書之美也是吾重
此書之至也予再拜稽首受之歡欣鼓舞於戲絶代之珍奇

国書刊行会

公侯之典籍今落於吾乎寔刺史之仁惠也而天將縱之乎
可謂自家之隋珠和璧也如何不崇重哉故常左右之不敢
放過矣但願孫子永繼予志不敢忽謾焉故紀其梗槩以為
龜鑑而已

皆重光協洽寛永八歳孟春之望

備之前州岡府醫生

自得子

古寫太平記来由

共二卷

覽

一建武ノ比之草創之太平記一部五冊闕二十三ノ内所疑有之所持仕
候此御本者從出備中葦守之領主木下淡路守殿而賜
之老父ニ今以致秘持候世間無二之珍書之由承知仕
候

一太平記評判理盡抄ト云本另也相傳来歴之次第者從大運院陽
翁而法華法師相承於父養元從養元而至不佞相傳正
統三代也是遍ク世ニ知レル所歟加州金澤之宿老等

能可有承知乎大運院者備前岡山ニ数年住居之後諸
國行脚之志有之而鎌倉下向之刻於彼地而紺表紙三
ノ巻之評判一冊在之而熟閲焉深理之書也大平記ニ
加添シタル抄ナルヘシトテ委細ニ尋求ケレハ餘國
ニテハ彼一本此一冊元和ノ比駒井右京殿御持参候而先年鎌倉ニテ求シ由ニテ各先君先
政公ニ被送於今ニ固御秘持也之外見ル事無之ソノ後肥前博多ニ
下行之節名和昌三名和伯耆守長俊殿末葉之由トテ遁世者アリ此
曳全部四十巻秘持セリ此ウチ三ノ巻於鎌倉而與所
歴覧之一冊聊無毫釐差異而希有之珍書ナリケレハ
慇懃ニ懇望シ累年之間而遂傳授且熟味而京師ニ罷
登シ砌古ヘ備前ニテノ舊友也ソノ時武蔵守利隆公
者播州姫路御在國也養元ヲ京都ニ招上セ三年来従
彼地令往還達傳授焉大運院謂養元曰利隆公者壮年
之大將且昔ノ御悃情難忘也此理盡抄者先以大將之
昕夕可左右之書事理之幽微五倫正道ノ抄ニテ四書
同事ト見及候條無御懈怠評判并本書丁寧反覆シテ
御傳達候テ被遂御工夫被得秘旨候樣ニ此僧モ申達
ト被示含候自己ハ近日加州ニ罷下候將又全部相傳
者利隆公ノ外御一門デモ徒人品而令用捨事者評判
傳授之鑑戒口受之通ニ心得而容易ニ不可有授受ト

具ニ演説之趣老父令告示候

一評判之内初中終ニ増減シテ講談ノ法有之猶又三十五之巻之内加損多御座候是又傳授之一端ニテ候

一備前宰相公殊之外評判御信用ニテ従於因幡鳥滸取而切ニ養元ヲ御招寄御聽候乍去評判無之口傳傳授等熟長難成候間借シ候ヘト被仰候故謹諾仕候ヘトモ未光政公御幼年ニ而候付相傳不仕候幸小松黄門様ト御別魂ノ御中ニテ御座候間於被仰進ハ多分可被成御承引歟ト申上候ヘハ早速二三冊宛御借被成筆者共ニ一行ニテモ寫取申間敷盟文被仰付全部御寫

今以相模守光仲公御所持ニテ候根本大運院之本次養元本ソノ後相公御本當時右之三部計ニテ候由老父申聞候先君者養元ニ二返半其内アタヽ御入湯之刻過半被成御聞候而御相傳之由 僕被仰聞候

一元和ノ比於東都而酒井房州公備前宰相公松平石州公戸田左門殿加々爪民部殿牧野傳藏殿同織部殿十餘殿先君之亭又右之貴殿ヘモ亡父養之ヲ被召具而被成御聞候由老父申聞候

一光政公 不佞 半分ホト被成御聽候養元ニ二返半御聽候故肝要之所能御覽候間隨分念ヲ入講談仕候ヘト

被仰候池田信州公三分一ホト同丹州公少々御聽候
家老番頭共或多分又少分承申候
一光政公偏ニ被成尊信不肖在江戸之刻ヨリ評判之按
萃六種之部分ニ而被仰付草案三度及八　而令造制
候ソノ本伊豫守殿綱政公御所持候尤草蒿之書不穀
故篋ニ藏置申候紙數一千三百餘葉名謂理盡提要集
此内二百餘葉光政公御自筆也此本者信州公丹州公
ヘモ無御傳而一部之書ニテ御座候
一評判并本書ノヨミクセ等ニ至迄格物窮理シテ往々
改正焉假令大塔宮ノ大ノ字ダイノ音ニ正ス是モ山門ノ

僧衆ト遂吟味申候ヘハヲウノ音ニヨミ候事不可然
候ソノ子細者此宮ハ大塔ノ座主ニテ候ヘハ誤ニテ
候又中納言藤房卿ヲ授翁和尚ト云傳ル事モ妙心寺関山和
尚之後住ト云ヘリ琢磨仕候ヘハ是又誤ニ候各別之族也有
決大卒擧是等之例而校正之猶精密ナル事ハ於両書
評判與本書也而又私淑焉

醫道正統

養安院　元祖　自得子　七菴養元

一壺齋松菴養元

評判　理盡抄　正統之圖

大運院陽翁　法華法印　自得子　七菴養元
トモ呼来　一壺齋　松菴養元

○文政四十年十月一日京都の書林吉田屋
迄き二三稀覯の書を紹ふ

文亦南遊草　三葉以下闕
二十行　二十一字
南宋本（嘉定五年）
吉田屋庚辰冊後人　桃葉切
紙質　薄く好き唐紙に似たり
えを元とし日本紙に似たる本を
一枚に二版刻本を為すの大日比
早計なるを知んぬ

[illegible]文所人購ひ[illegible]と
[illegible]人信[illegible]等[illegible]
[illegible]二[illegible]の價上[illegible]
[illegible]是[illegible]
寺[illegible]叢 [illegible]式[illegible]
[illegible]

一 廣文粹 十本 一百[illegible]

廣充院[illegible]
北宋本（慶元三年）[illegible]
[illegible]

[illegible]
八[illegible]
[illegible]某[illegible]

一 日本[illegible] 抄本 金[illegible]
金元 三十冊

[illegible]八日 初[illegible]
[illegible]四[illegible]十[illegible]
[illegible]五年八[illegible]十[illegible]
校數二千三百四十二
[illegible]寺一[illegible]

文政元年に寺領を献ずるとあり
しかるに浄土寺にて也

一、元文真贋　大本
　　並四流本世伝信貴の古人本

一、正の元文こうの　一巻
　　天和版　江戸堺町板屋版
　　毎年四月の風流図を載す
　　軟筆にて作也　貴る二十四

東京帝国大学図書館

流儀の模倣なるべし　同光寺流を
踏襲し、青々流を採用する所、原形を摸
して作りたる、陰陽をもって於ものうち
也、身分を泥塔七基を描き　永基氏の
絵巻に倣ったるもの　泥塔倣ったる世の也と
異なる也　り月木　泥塔倣ったる世の也と
ろひあるを踏襲とする　土金形七基の掛
○京都の三尊仏の元文にて、元禄四
へて銘義の考証をなしたる、大雅の山水
本来の作、祥瑞の小切なる跡とする迄

未来の世を常と堅きを決するの
風あるも賛ハ常を元動、金を
[illegible]を[illegible]
道人宗[illegible]石成[illegible]瀧[illegible]雲時
清[illegible]雪[illegible]鉢[illegible]
[illegible]雲[illegible]遊[illegible]山中[illegible]
祥瑞の小切を半切大の紙に書きれ
[illegible]序中の[illegible]
[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]

東京 株式会社 製

序文
因者[illegible]仏南京
地[illegible]陶工[illegible]放[illegible]
絵付[illegible]
一[illegible]技[illegible]舟元[illegible]清[illegible]
[illegible]中[illegible]年 祥瑞 [illegible]
術絵付[illegible]
祥瑞 [illegible]
□□

仏[illegible]前の金[illegible]

二枚を焼き、其色淡くして善道の業と
なし、[illegible]の之んを[illegible]
義焼の流流と稱し、[illegible]出す鏡物を以て作
る其の原鏡は[illegible]の業なり、[illegible]
此等の如き[illegible]文[illegible]此の[illegible]
陶工を本朝釜業と[illegible]
十[illegible]年[illegible]高麗[illegible]蜂[illegible]
[illegible]

○大隅国に京都の礒舟寺と遊ぶ寺院
数点の寶物を出し示す、礒舟寺[illegible]
其他[illegible]べきものあり、左に二三を記す

礒舟寺記

或は芙延記と云ふ

文永二年四月の奥書あり

[illegible]芙延寺の言也

[illegible]左の如き[illegible]

芙延記　十五

寺家[illegible]

不[illegible]

[illegible]

此一巻[illegible]不許[illegible]

外

経硯寺三綱次第　一冊入

嘉永元年十三月十四日　在之

右
地内夢迎記ふくろ
下ハ
ふくろ

一因幡国法華
心院　硯箱記

天文九年二月

一硯箱花之図　一枚

東京帝国大学

[illegible]

一五通五十三内図録

紙本彩色巻図

吃又手の中と伝ふ

是前に永正四年の銘書の
[illegible]尾に華頂宮の
奥書[illegible]
[illegible]、えを図[illegible]
[illegible]、吃又[illegible]

以ちゝさんとゝ陽西也

一花瓦屋

豊公聽朝花瓦の屋と用ひしゝ

生涯華奢の者と称し式の

相を画き聽朝き桜花好建

焼の背景を深く表す

寺院に張り

し桜に撒しゝ

の実を桜を画ける屋を用

ゝ其後の姿ひゝ

二双

東京博物館

一行金地に紫紙に

古松白鳥の屋 一双

満開ゝ数の鳥を画き

力雄健 八ゝ

の大略ゝ高

し

桜を画ける屋

を以て代へゝ方宜

き公の面目を

くゝ思ひる

一 神供の間 宗達筆しの壁
北の壁を桃山御殿の壁を移
したるものと伝ふ一双の装飾
おそらく三条家の第四襖ならん
北光の作なりと伝ふべきか
也

東京標本製

集古印史

國分文庫

東京標原製